

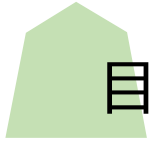
未来につなぐ 豊かな環境をはぐくむまち
～ 持続可能な社会の実現に向けて ～

第三次天童市環境基本計画(案)

<令和4年2月16日現在>

天童市市民部生活環境課





目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の役割と位置付け	3
3 市民・事業者・行政の役割	5
4 計画の期間	6
5 計画の対象	6
6 計画の構成	7
第2章 天童市の概要	9
1 自然特性	10
2 社会特性	12
3 天童市の現状と課題	18
第3章 計画の将来像	23
1 天童市の環境の将来像	24
2 基本目標と関連する SDGs	25
第4章 施策の展開	29
1 施策の体系	30
てん10アクション(イメージ図)	31
2 施策の内容	33
基本目標1 地球温暖化への対応	
てん10アクション①:クリーンなエネルギーを使おう	34
てん10アクション②:省エネに取り組もう	37
てん10アクション③:気候の変化に適応しよう	39
温室効果ガスの削減目標	41
基本目標2 循環型社会の実現	
てん10アクション④:ごみを減らそう	43
てん10アクション⑤:ごみの分別に取り組もう	46
基本目標3 豊かな自然環境の保全	
てん10アクション⑥:自然環境について考えよう	48
基本目標4 安全・安心な生活環境の確保	
てん10アクション⑦:地域の環境を良くしよう	52

てん10アクション⑧:安全・安心なまちにしよう	54
基本目標 5 環境行動を実践する人材育成	
てん10アクション⑨:環境について考えよう	57
てん10アクション⑩:環境にやさしい行動をしよう	59
第5章 進行管理	61
1 計画の推進体制	62
2 計画の進行管理	63

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





第1章

計画の基本的事項

本市では、「天童市環境基本条例」に基づき、良好な環境の保全と創造に関する施策を推進し、豊かな環境を未来に引き継ぐため、平成13年度（2001）に「天童市環境基本計画」、平成23年度（2011）に「第二次天童市環境基本計画」を策定しました。持続可能な社会の実現を目指し、循環型社会の構築や地球温暖化への対応など、市民・事業者・行政が連携しながら、様々な施策や事業に取り組んできました。

こうした中、国は、2020年10月、2050年カーボンニュートラル宣言を行うとともに、2030年度までに温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを表明しました。

2021年3月には、地球温暖化対策推進法の改正により、2050年カーボンニュートラルを基本理念として法定化するとともに、同年6月には、「脱炭素ロードマップ」の概要が示されました。ロードマップでは、足元からの5年間に集中して取組を進め、2030年までに「脱炭素先行地域」を少なくとも100か所を創るなど、国と地方が連携しながら、地域脱炭素化の実現に積極的に取り組むとされました。

また、2021年10月には、地球温暖化対策計画の改定により、2030年度における温室効果ガス46%削減（2013比）の具体的な目標値が示され、温室効果ガス削減への動きが大きく加速していきます。

一方で、気候変動による災害の頻発化・激甚化や、海洋プラスチックごみの問題、生物多様性の損失などによる地球環境への影響が懸念される中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という新たな危機に直面しています。これらの環境リスクは、相互に関連していることから、私たちにとって、避けることのできない喫緊の課題となっています。

こうした大きな変革の流れに対応しつつ、今後の環境施策を総合的・計画的に推進するための新たな指針として、「第三次天童市環境基本計画」を策定するものです。



この計画は、天童市環境基本条例に掲げる基本理念の実現に向けて、同条例第7条の規定に基づき策定するものです。本市の環境関連計画では最上位に位置付けられます。

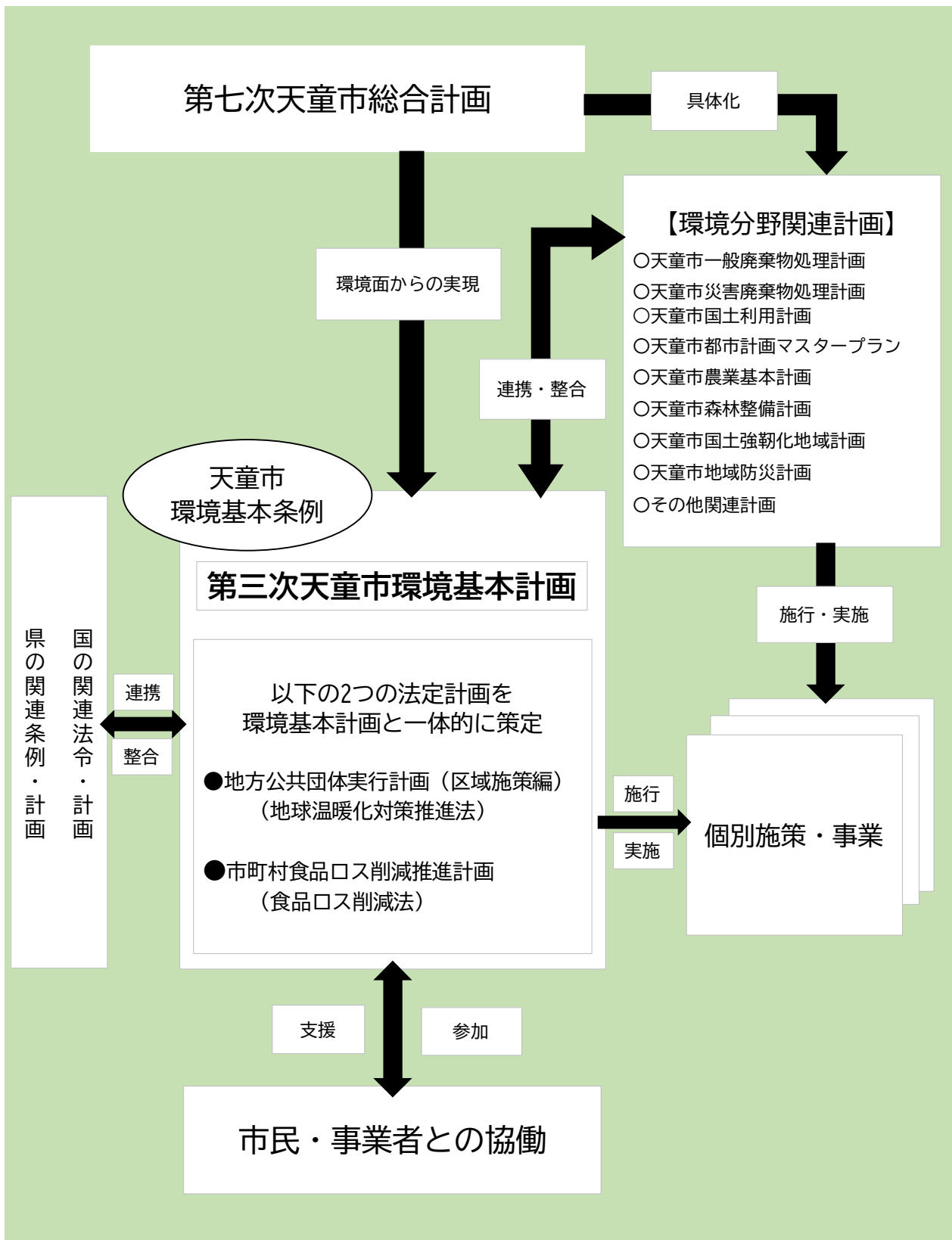
この計画では、長期的・総合的観点から国の法令や山形県の条例、市の各種計画と連携・整合を図ります。さらに、多方面にわたる施策や事業に対し横断的に機能し、市民、事業者との連携を第一義として環境の保全及び創造に取り組んでいくことにより、平成30年度（2018）に策定された「第七次天童市総合計画」を環境の視点から実現していく役割を担います。

なお、この計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号第21条第3項に基づく「地方公共団体実行計画」、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）第13条に基づく「市町村食品ロス削減推進計画」としても位置付けます。

天童市環境基本条例の基本理念

- (1) 環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることにかんがみ、人類存続の基盤である社会環境が将来にわたって維持されるようにすること。
- (2) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適切に保全されるよう、大気、水、土壌その他環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されるようにすること。
- (3) 生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的・社会的条件に応じて体系的に保全されるようにすること。
- (4) 地域の個性を生かした快適なまちづくりが促進されるよう、伝統文化、歴史遺産が保全され、及び活用され、並びに景観が保全されることにより、文化環境が良好に形成されるようにすること。
- (5) 地球環境保全を視野に入れ、資源及びエネルギーの消費が抑制され、及びこれらの循環的利用が図られることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が築かれるようにすること。

■天童市環境基本計画の位置付け



3

市民・事業者・行政の役割

この計画を効果的に推進するためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割に応じて、相互に協力・連携しながら、環境に配慮した行動を実践していくことが求められます。

市民の役割

市民は、日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出などによる環境への負荷を低減することが望まれます。さらに、市が実施する環境施策に対する協力をはじめ、地域における環境保全活動への参加が求められます。

事業者の役割

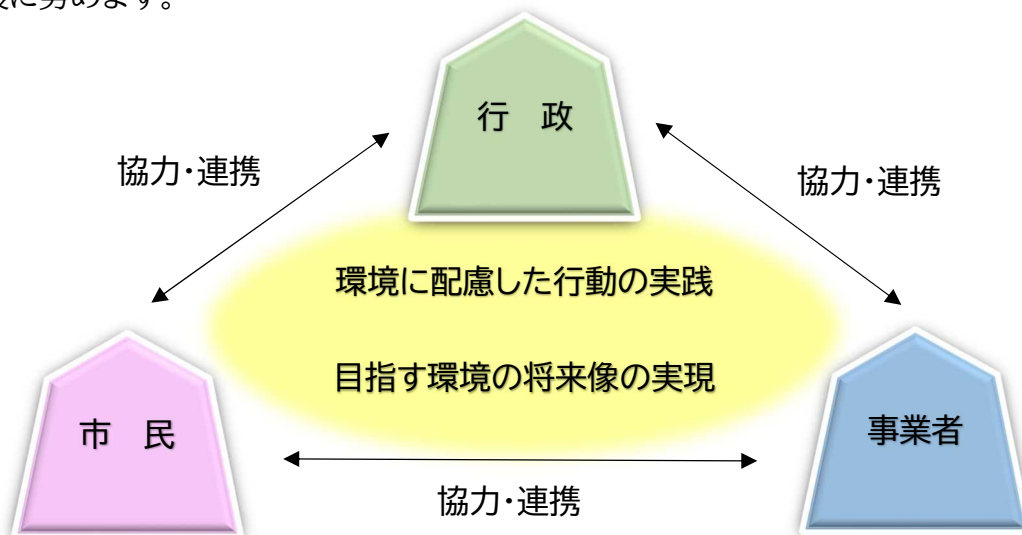
事業者は、事業活動が環境に与える影響について認識を深め、公害の防止や自然環境の適正な保全など、環境への負荷を低減するとともに、市が実施する環境施策に対する協力をはじめ、地域を構成する一員として、地域の環境保全活動への積極的な参加が求められます。

行政の役割

本市は、郷土の環境の保全と創造を担う一員として、国、県、関係機関と協力し、この計画に掲げる環境施策を総合的・計画的に実施します。

行政もエネルギーや資源を消費する事業者であることから、自らの事務・事業に伴う環境への負荷を率先して減らすことに努めます。

また、市民、事業者が環境保全活動を自主的に推進できるよう、相互協力と連携体制の整備・支援に努めます。



4

計画の期間

この計画の期間は、令和4年度（2022）から令和13年度（2031）までの10年間とし、期間の中間（令和8年度（2026））を目途として、計画内容の見直しを行います。

ただし、本市を取り巻く状況や社会経済情勢、関連計画の状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

5

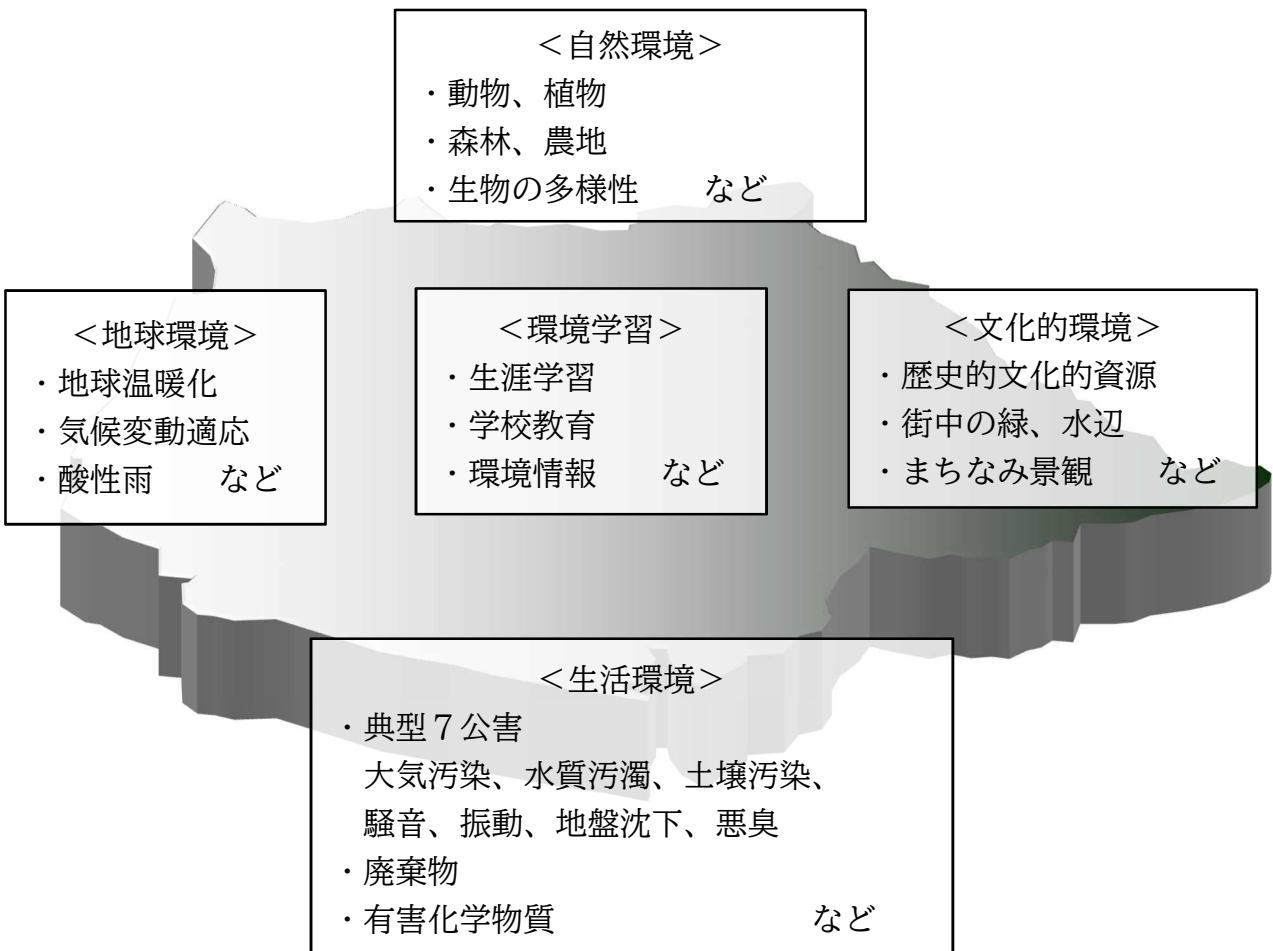
計画の対象

○対象地域

この計画の対象地域は、天童市全域とします。

○対象範囲

この計画で対象とする環境の範囲は、天童市環境基本条例の基本理念を踏まえ、次のとおりです。



6

計画の構成

この計画の全体構成は、次のとおりです。

第1章

計画の基本的事

- 1:計画策定の背景と趣旨
- 2:計画の役割と位置付け
- 3:市民・事業者・行政の役割
- 4:計画の期間
- 5:計画の対象
- 6:計画の構成

▼計画の目的や位置付け、各主体の役割を整理します

第2章

天童市の概要

- 1:自然特性
- 2:社会特性
- 3:天童市の現状と課題

▼天童市の特性、現状と課題を示します

第3章

計画の将来像

- 1:天童市の環境の将来像
- 2:基本目標と関連するSDGs

▼天童市が目指す将来像とその達成のための基本目標を示します

第4章

施策の展開

- 1:施策の体系
- 2:施策の内容
- 【基本目標1】 地球温暖化への対応
- 【基本目標2】 循環型社会の実現
- 【基本目標3】 豊かな自然環境の保全
- 【基本目標4】 安全・安心な生活環境の確保
- 【基本目標5】 環境行動を実践する人材育成


▼将来像の実現に向けた施策の方向性と、市民・事業者に取り組んでもらいたいこと、計画の成果を測るための評価指標を示します

第5章

進行管理

- 1:計画の推進体制
- 2:計画の進行管理

▼環境基本計画の進行管理を示します



第2章

天童市の概要

1

自然特性

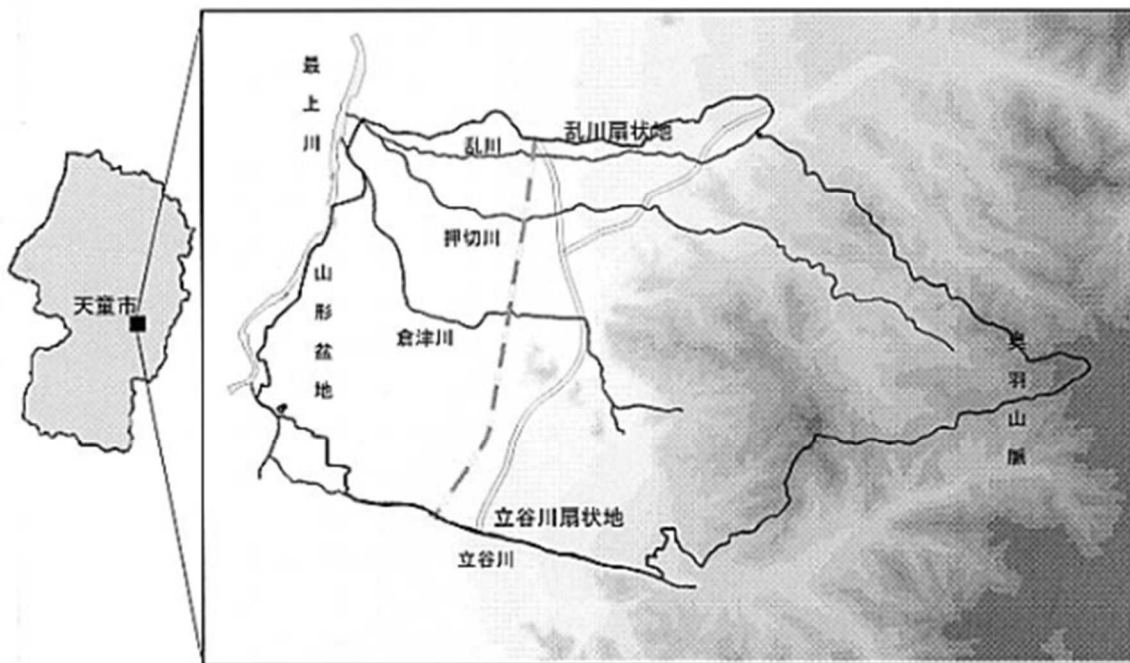
(1) 位置と地勢

本市は、北緯 38 度 21 分、東経 140 度 23 分の地点を中心に、山形県の中央部東よりに位置しています。市の西部には山形盆地に属する平野が開けており、東部は奥羽山脈に含まれる山岳地帯となっています。

市域に沿って最上川が北に流れ、北部を乱川、中央部を倉津川、南部を立谷川が、それぞれ西に流れて最上川に合流しています。

水源を奥羽山脈に発する乱川と立谷川は、勾配が急なことから砂礫（注 1）運搬料が多く、それぞれ乱川扇状地と立谷川扇状地を形成しています。この二つの扇状地の扇端部には湧水があり、古くから人々の生活と密接なかかわりを持ってきましたが、現在、湧水の数は一減少しています。

■天童市の地形



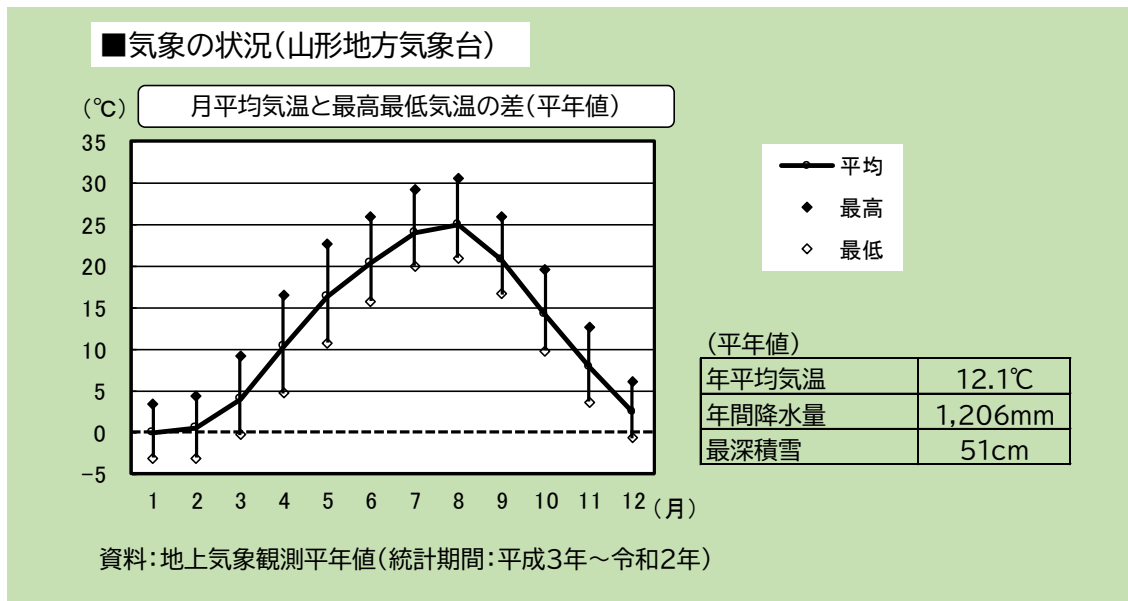
(注 1) 砂礫：堆積物をつくる岩石の碎屑物のうち、砂や礫など比較的粒径の大きな物質を指す。山地河川・扇状地河川の堆積物は、大部分が砂礫からなる特色がある。

(2) 気候

内陸性気候の特徴があり、夏・冬の気温差や昼夜の気温差が大きく、降雪量は県内において比較的少ない地域です。

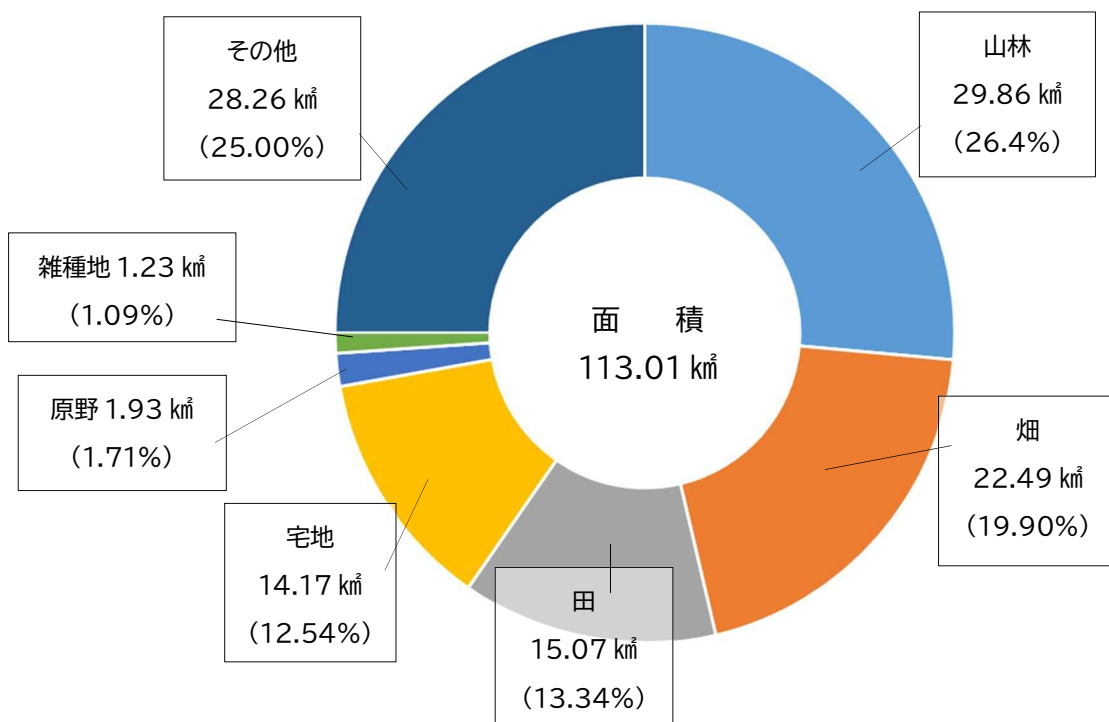
山形地方気象台（山形市）の観測記録をみると、年平均気温の平年値（注2）（平成3年～令和2年）は12.1℃で、昭和46年～平成22年の平年値より0.4℃上昇しました。

各月の最高気温と最低気温の差は、冬季を除き10℃ほどあり、5月の気温差が11.9℃に達するなど、果樹栽培に適した気候を裏付けています。また、年間降水量の平年値は1,206mmで、昭和46年～平成22年の平年値より43mm多くなっています。



(注2) 平年値：気象要素の正常な状態を示す尺度とされ、30年間の平均値をいう。

(3) 面積（令和3年1月1日現在）



(1) 人口・世帯数

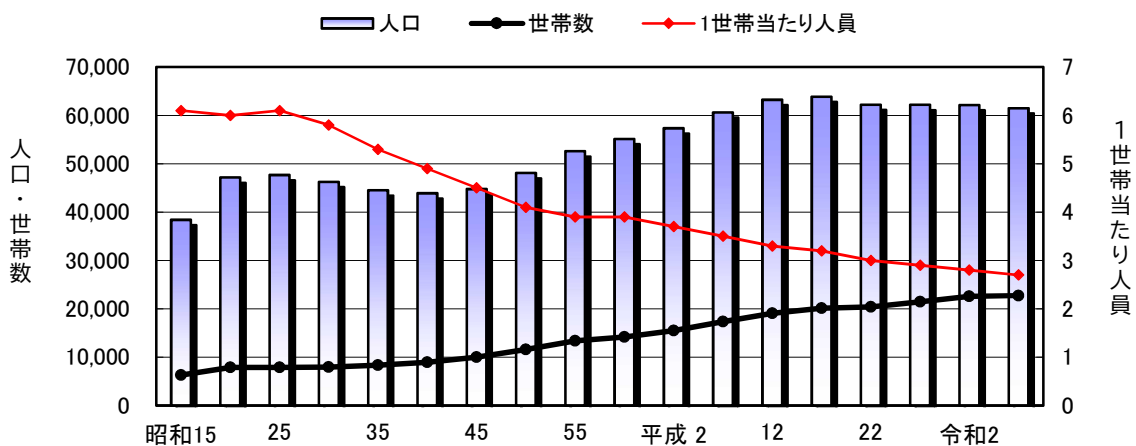
令和3年12月現在、天童市の総人口は61,496人、世帯数は22,731世帯となり、県内では5番目の人口規模となっています。

人口の推移を見てみると、昭和25年以降減少が続いていましたが、土地区画整理事業による新たな都市基盤整備の進展に比例するように、昭和40年を境に増加してきましたが、平成17年以降は減少に転じました。

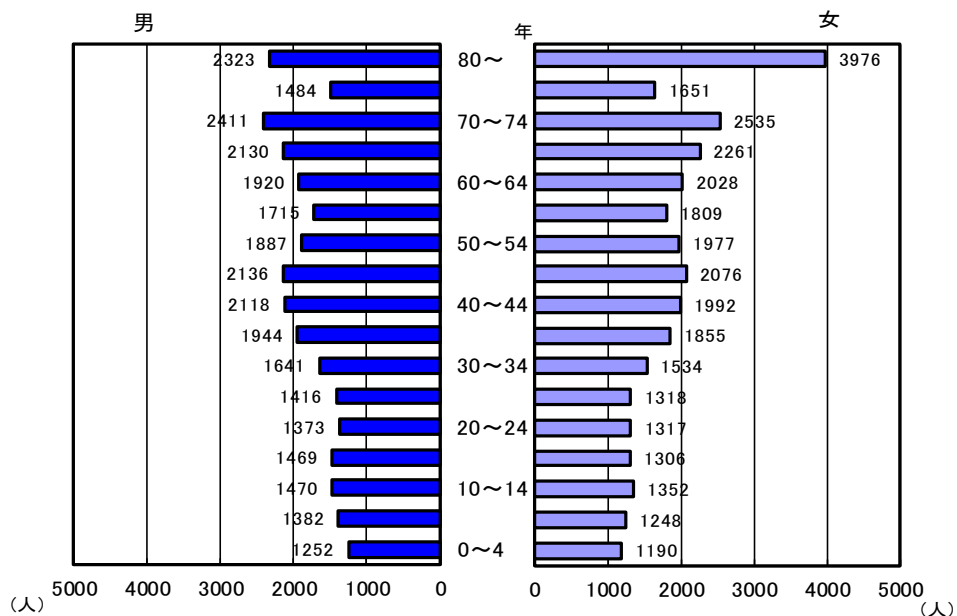
平成19年から新たな土地区画整理事業に着手するとともに、子育て支援対策など、人口減少を抑制するための取り組みを進め、現況では人口の維持が図られているといえます。

人口構成は、65歳以上の高齢者が占める割合が30.5%（令和3年12月）と前回計画策定時（平成23年8月）の24.1%を大きく上回る結果となっています。

人口・世帯数の推移と人口構成



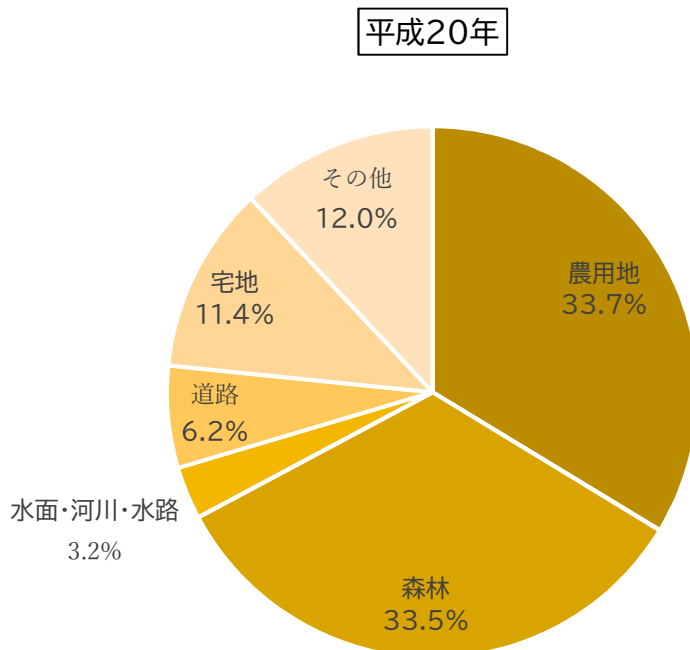
人口構成(令和3年12月現在)



(2) 土地利用

土地利用状況は、農用地 33.7%、森林 33.5%と、これら緑の部分は市域の7割近くを占めています。また、宅地は11.4%となっています。

平成7年から平成20までの変化を見ると、宅地が10.1%から11.4%に増加しているほかは、1%以上の大きな変化は見られません。



(資料:天童市国土利用計画)

(3) 産業

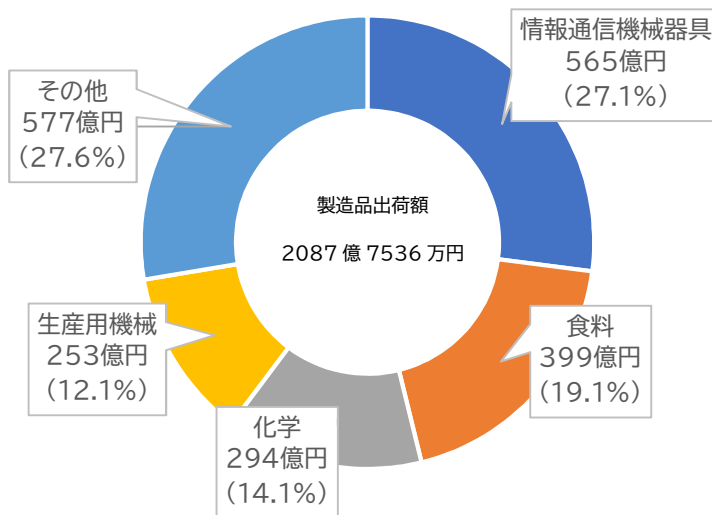
本市の就業者は、平成 27 年の国勢調査では 31,877 人で、産業別では第 1 次産業が 10.5%、第 2 次産業が 30.0%、第 3 次産業が 59.5%となっています。

第 1 次産業では、西部の最上川流域における稲作、北部の乱川扇状地や東部の丘陵地などを利用した畑作や果樹栽培が盛んです。特に「ラ・フランス」は日本一の生産量を誇っています。

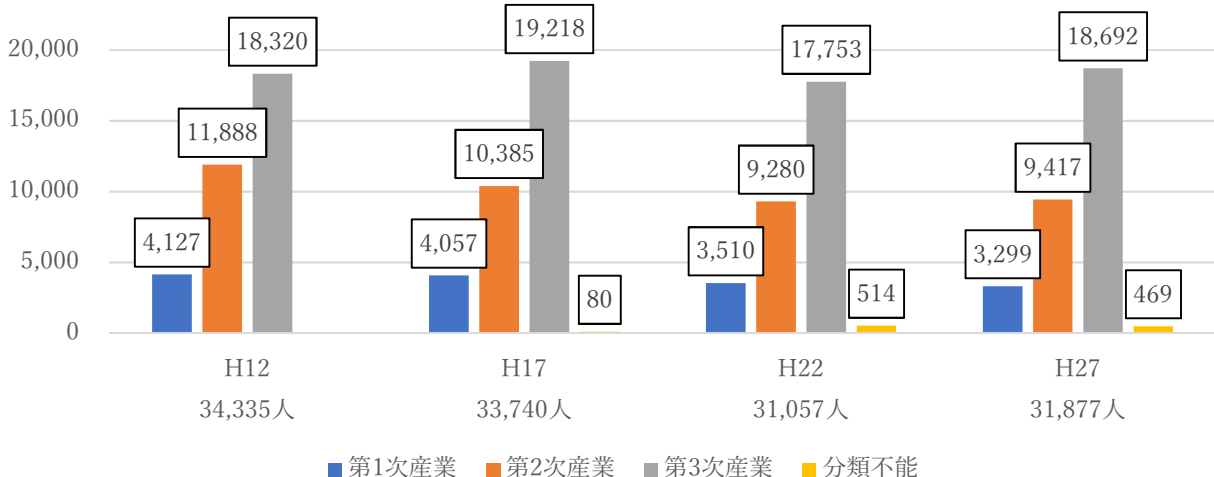
第 2 次産業は、昭和 40 年当時は食料品製造が主流でした。現在は、市域を国道 13 号・東北中央自動車道・JR 奥羽本線（山形新幹線）が縦断し、山形空港も至近距離にあるなど交通の便に恵まれていること、工業団地整備により企業誘致したこと等により、各種工業の進出が促され、食料品製造以外の製造品出荷額が全体の 8 割を占めています。

第 3 次産業は、産業の高度化や多様化するサービス産業を背景に、産業全体に占める就業者数割合は最大となっています。

製造品出荷額(令和元年度)



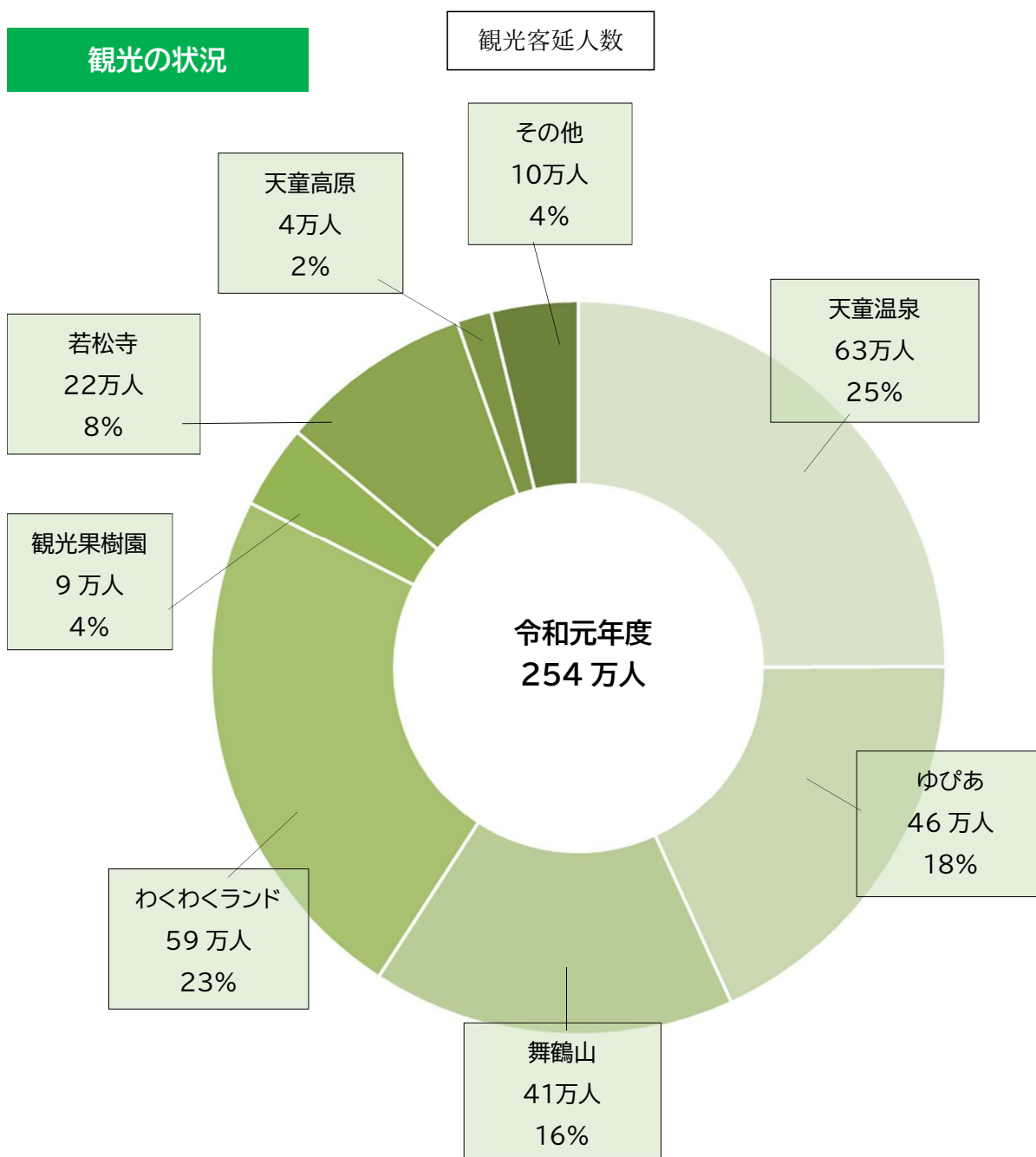
産業分類別就業者数の推移



(資料：国勢調査 2015)

(4) 観光

本市の観光は、「将棋の駒」、「天童温泉」、「果物」という三大観光資源に恵まれ、蔵王、山寺から出羽三山・最上川舟下りなどを結ぶ広域観光の中継基地として発展してきました。また、プロスポーツチームのモンテディオ山形やパスラボ山形ワイヴァンズの活躍による県内外からの来場者の増加が見込まれています。

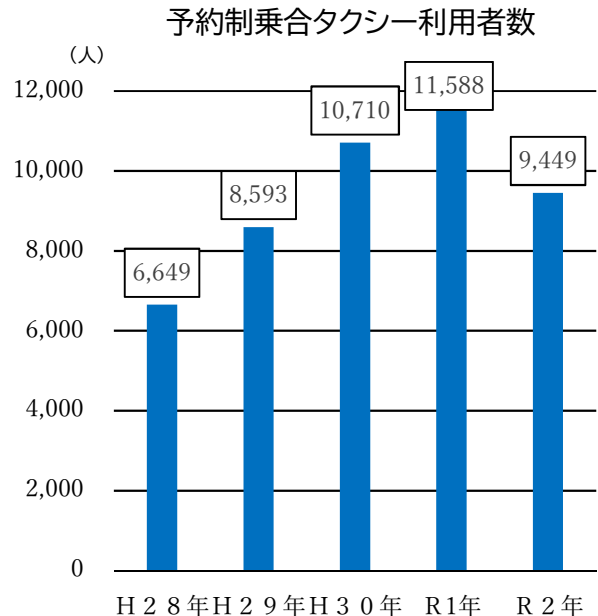
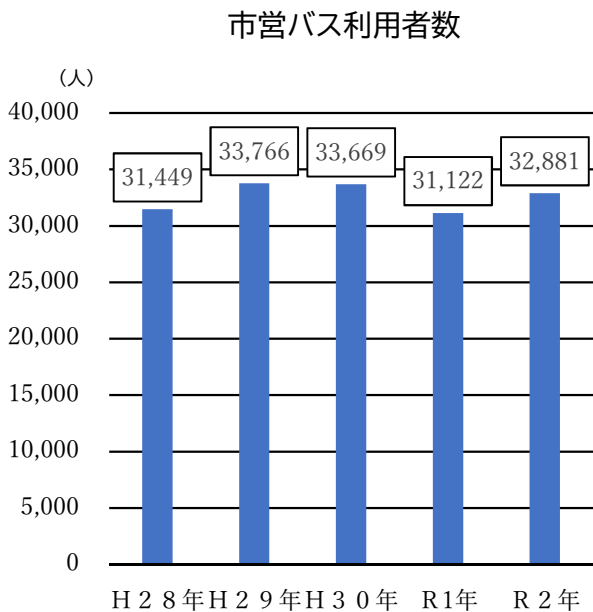
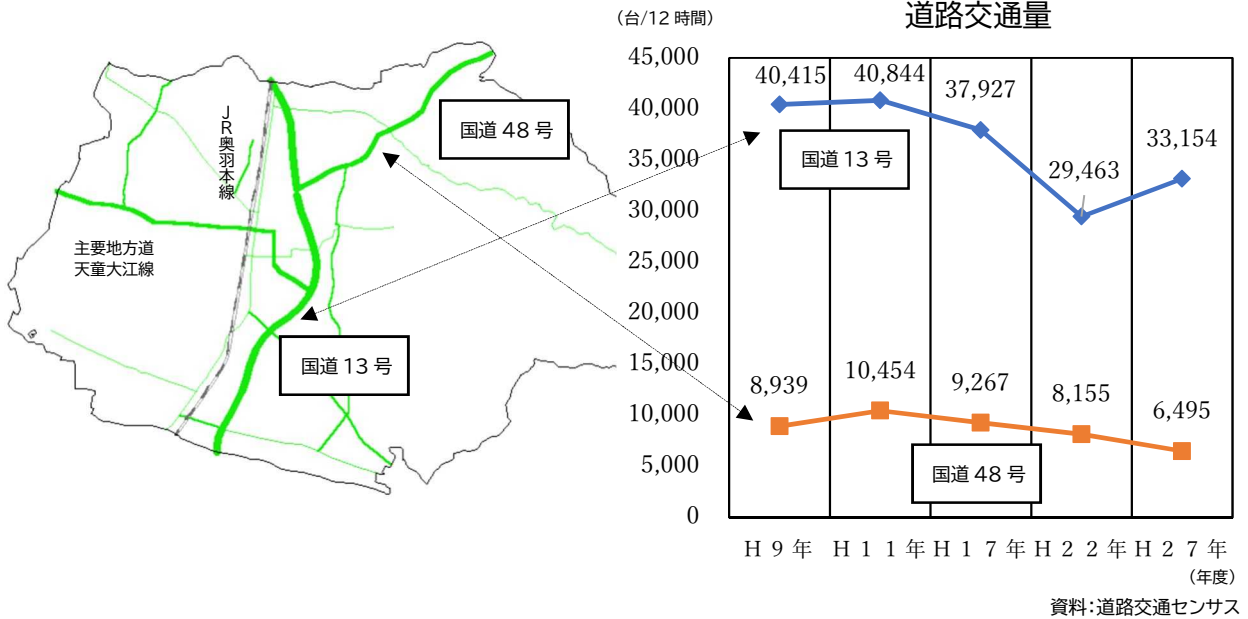


(5) 交通

本市の主要な交通網として、市の中心部を国道13号線とJR奥羽本線・山形新幹線の路線が南北に縦断し、そこから国道48号線、主要地方道天童大江線（県道23号線）が東西方向に走っています。市内には東北中央自動車道の天童ICがあり、県内外への高速移動も可能になっています。

市内の移動手段として多く用いられるのは自家用車などであり、令和2年度の市内での自動車保有台数は55,599台になっています。また、自家用車で移動できない方の利便性向上のために、市営バスや予約制乗合タクシーの運行もおこなっています。

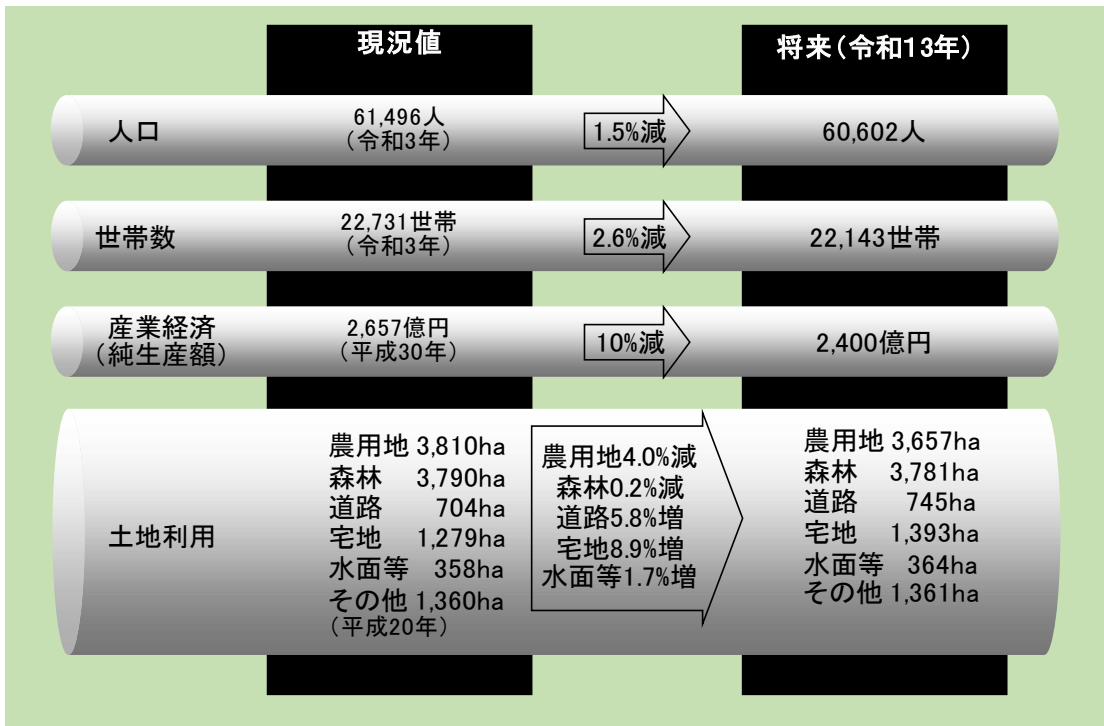
交通の状況



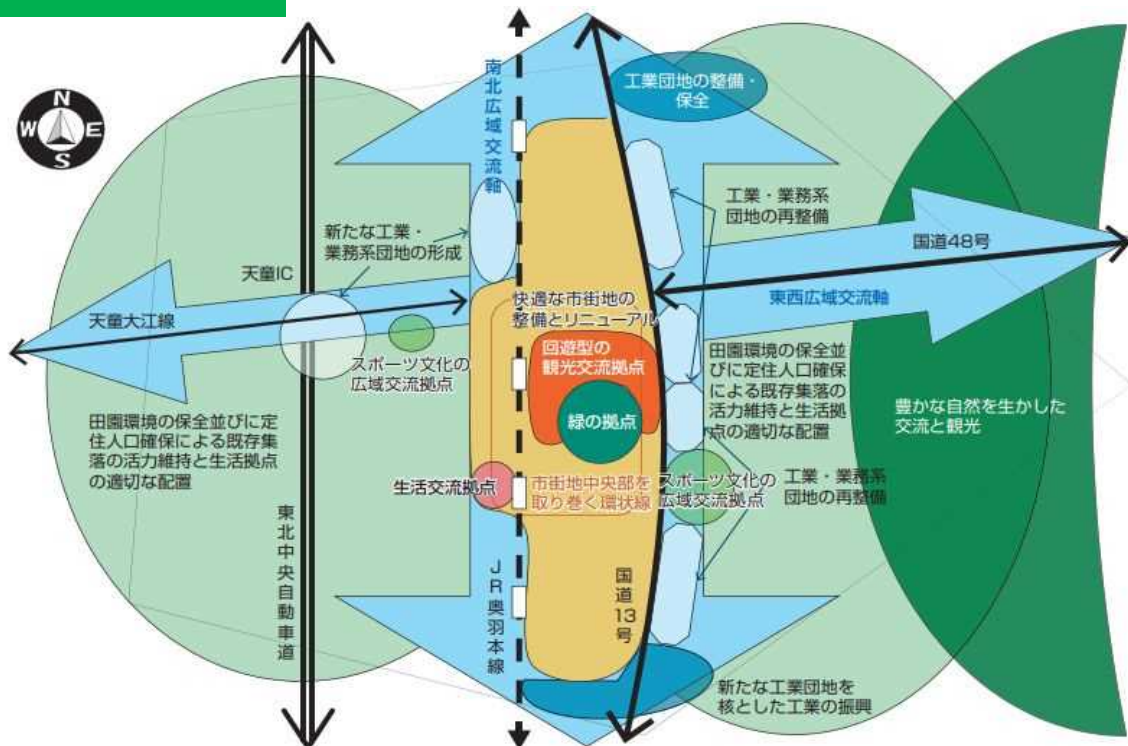
(6) 将来動向

令和13年における天童市の都市状況については、少子化の進行により年少人口の減少が進むと考えられますが、本市の進める人口流出の抑制・回復策の展開により一定の歯止めがかかり、現状に近い数値で推移するものと予測されます。

将来の見通し



土地利用の基本的方向



地球環境

地域脱炭素の実現

国は、2050年カーボンニュートラル宣言を行い、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていくことを表明しました。この目標の実現に向けて、市民総ぐるみで温室効果ガス削減に取り組み、地域の活性化や、地域課題の解決に繋がるよう進める必要があります。

再生可能エネルギーの普及拡大

脱炭素社会の実現のためには、太陽光や風力、地熱、水力、バイオマスといった、自然由来で、二酸化炭素(CO₂)を排出せずに活用できる「再生可能エネルギー」の利用拡大が不可欠です。地域の豊富なエネルギーのポテンシャルを最大限に引き出し、導入を拡大していくような取り組みが重要となります。

SDGs とのつながり

持続可能な開発目標(SDGs)は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指した、全世界の共通目標です。持続可能な社会を築くため、市民一人ひとりがSDGs とのつながりを考え、行動することが大切です。

気候変動適応

地球温暖化が進み、今後、豪雨や猛暑のリスクがさらに高まることが予想されます。気候変動による影響に対応するため、緩和策(CO₂削減)と、適応策(被害の回避・軽減)を両輪として推進することが必要となります。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

生活環境(廃棄物)

家庭ごみの減量化

ごみの総排出量(一般廃棄物)は減少傾向にありますが、特に、家庭から排出されるごみについて、より一層の減量化・資源化を推進する必要があります。家庭ごみの削減に向けて、市民総ぐるみで取り組むことが重要です。

食品ロスの削減

まだ食べられるのに廃棄されてしまう「食品ロス」が全国的に問題となっています。国の「食品ロス削減基本方針」に基づき、2030年度に食品ロス量を2000年度から半減させることを目指し、生産者・小売業者・消費者が連携して、取組みを推進していく必要があります。

プラスチック資源のリサイクル促進

「プラスチック資源循環促進」の施行(2022年4月1日予定)に伴い、プラスチック資源の分別収集の促進や、使い捨て(ワンウェイ)プラスチックの削減に向けた取組みが、自治体や事業者に求められます。持続可能な社会の実現を目指し、事業者との連携を図りながら、より一層、適正なりサイクルと、使用量の削減を促進していく必要があります。

生活環境(公害など)

良好な大気や水環境の確保

良好な大気や豊かな水資源は、市民の生活環境や経済活動にうるおいを与えます。今後も、継続的にモニタリングや調査等を実施し、良好な状態を維持するとともに、健康でうるおいのある生活環境を保全していくことが大切です。

地域生活におけるマナーやモラルの向上

日常生活を営む中で発生する生活騒音や、ペットのフン尿、雑草の繁茂といった近隣住民同士のトラブルが増加しています。互いを思いやるマナーやモラルの向上に努め、市民・事業者・行政が協力し、誰もが快適に暮らせるまちづくりを目指す必要があります。

災害に強いまちづくり

近年、豪雨による河川の氾濫や、大規模な地震等による災害リスクの増大が懸念されています。本市においても、令和2年7月に記録的な大雨の影響で河川が増水し、甚大な浸水被害が発生しました。激甚化する災害へ備えるため、防災・減災体制の整備や再生可能エネルギー等を活用した災害対応力の強化を図り、安全で安心な生活環境の保全に努める必要があります。



自然環境

豊かな自然

本市は、「ジャガラムガラ」や「カクレトミヨ」など、希少な自然や生き物をはぐくむ、豊かで美しい環境に恵まれた都市です。しかし、これらの自然環境は、人間の活動や、外来種などによる影響を受けやすいため、適切に保全していく必要があります。豊かな自然を次の世代へ引き継ぐため、地域と連携しながら保全活動に取り組んで行くことが重要です。

森林と農地

森林や農地は、水資源かん養機能や二酸化炭素の吸収、食料の供給など、多様な役割を持っています。一方で、所有者の高齢化や後継者不足、病虫害の発生などにより、森林や農地の減少・荒廃が懸念されています。人間の生活にとって重要な機能を維持していくためにも、森林の適切な維持管理を行うとともに、農地の継続的な利用に向けた取組みが重要です。

鳥獣被害

イノシシやニホンザルによる農作物被害や、街なかでのカラスによるフン被害など、野生鳥獣による被害が増加しています。地域や関係機関と連携し、被害を防止するための取組みを行っていく必要があります。



文化的環境

まちの景観保全

本市は、市街地と田園集落について、それぞれの特性を生かし、統一感のあるまち並みや、歴史と文化を生かしたまち並みの形成に取り組んできました。将来に豊かな環境を引き継ぐため、自然と調和した美しいまちづくりを目指し、市街地の緑化や美化活動などの取組みが大切です。

歩いて楽しめるまちづくり

天童駅周辺や中心市街地では、空き家や、空き店舗の増加が懸念されています。にぎわいのあるまちづくりのため、周辺の景観や環境に配慮し、空き店舗の「リノベーション」を行うなど、市民や観光客が歩いて楽しめるような都市空間の形成が必要とされています。

貴重な文化財の保全

本市には、国指定重要文化財をはじめ、後世に残すべき文化財が多数あります。これらの文化財を適切に保存・保護し、観光などの地域活性化へ繋げていく必要があります。

環境学習

適切な環境情報の発信

様々な情報ツールが発達する中、市民一人ひとりが、より環境問題に対する関心や正しい知識を持ち、理解を深めることが大切です。環境情報に触れる機会を増やし、分かりやすい情報発信を行うことが求められています。

子供たちへの環境教育の推進

現在、学校教育の場では SDGsや ESD(持続可能な社会の創り手を育む教育)を踏まえた取り組みが行われており、子どもたちの環境に対する意識や関心は高くなっています。子どもたちとともに、地域や家庭で学び・行動することにより、環境に対する関心の輪が大人にも広がり、多くの市民へ相乗効果をもたらすことが期待されます。

環境学習の充実

市立公民館を拠点として活動している「地域づくり委員会」では、地域ごとに特色のある環境保全活動に取り組んでいます。また、市が主催する環境学習事業として、「親子環境教室」や「エコクッキング」などを開催していますが、より多くの市民の参加を図るため、ライフステージ(多様な世代や、人生の各段階)に適した環境学習の場を提供することが必要となります。

環境にやさしい行動への転換

持続可能な社会の実現に向けて、市民一人ひとりが環境をより良くするためにできることを考え、実践していくことが大切です。市民・事業者・行政など、多様な主体同士が協力し合いながら、環境に負荷をかけないライフスタイル(生活様式)に心がけるとともに、環境にやさしい事業活動への転換を推進していくことが重要です。





第3章

計画の将来像

「第七次天童市総合計画」では、理想とする将来の都市像を、「笑顔 にぎわい しあわせ 実感 健康都市 ～ともに明日をひらく てんどう～」としています。

本計画は、将来にわたり持続可能な社会の実現を目指し、循環型社会のより一層の進展と、2050年カーボンニュートラルに向けた環境施策を推進し、総合計画の理念を環境面から実現していく役割を担っています。

そこで、本市の豊かな環境を次の世代へ受け継いでいくため、環境の将来像を

未来につなぐ 豊かな環境をはぐくむまち

～持続可能な社会の実現に向けて～

と設定します。

すべての市民、事業者及び行政が公平な役割分担のもと、互いに協力・連携し合うことで、「未来につなぐ 豊かな環境をはぐくむまち」を実現し、将来にわたって健康で快適に暮らせる豊かな環境を継承していきます。

「ゼロカーボンシティ」を宣言し、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、果敢に挑戦していきます。



2 基本目標と関連する SDGs

基本目標 1 地球温暖化への対応

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、SDGsの理念を取り入れながら、市民総ぐるみで省エネに取り組むとともに、再生可能エネルギーの導入拡大を促進します。

ゼロカーボンシティ宣言を行い、市民・事業者・行政の連携により、地域資源を最大限に活用して脱炭素化に取り組み、地域の活性化と地域課題の解決を目指します。

気候変動によるリスクを最小限にするため、気候変動の緩和策(CO₂削減)と、適応策(被害の回避・軽減)を両軸とし、関係機関と連携しながら対応します。

【てん 10 アクション】

- ① クリーンなエネルギーを使おう
- ② 省エネに取り組もう
- ③ 気候の変化に適応しよう



基本目標 2 循環型社会の実現

市民・事業者・行政が適切な役割分担のもと、3R活動(リデュース・リユース・リサイクル)に積極的に取り組みます。

ライフサイクル(生産から廃棄まで)における環境負荷を減らすため、環境にやさしい資源循環型システムの構築を目指します。

食品ロスの発生抑制のため、市民・事業者・行政が一体となって取組みを促進します。

ごみの減量化に向けて、一人ひとりが適切に分別を行い、地域のごみ出しルールを遵守するよう進めます。

地域の環境に大きな影響を及ぼす不法投棄の防止に努めます。

【てん 10 アクション】

- ④ ごみを減らそう
- ⑤ ごみの分別に取り組もう



基本目標 3 豊かな自然環境の保全

希少な動植物や自然環境を守り、次の世代へ引き継ぐため、生物多様性について市民の理解を深めるとともに、地域と連携した環境保全活動の推進を図ります。

適切な森林の維持管理を進め、水資源のかん養や二酸化炭素の吸収など、森林が持つ様々な機能の保全に努めます。

農地は食料供給の機能や、一時的に雨水を貯留する機能など、多面的な役割を持っています。新規就農者への支援や、農業の担い手への農地の集積・集約化を進め、継続的な農地利用の促進を図ります。

野生鳥獣のフン害や農作物被害を防止するため、地域や事業者・関係機関と連携しながら、より効果的な取組みを推進します。

【てん10アクション】

⑥ 自然環境について考えよう



基本目標 4 安全・安心な生活環境の確保

良好な大気や水環境を維持し、健康でうるおいのある生活環境を目指します。地下水や雨水の適正管理に努め、貴重な水資源の確保を図ります。

快適で安心して暮らせるまちづくりのため、家庭生活や事業活動に起因した公害の発生防止に努め、市民のマナーやモラルの向上に取り組めます。

市民・事業者・行政の協働により、まちの美観を保全するとともに、歴史や自然と調和したまちづくりを目指します。

集中豪雨などの激甚化する災害に備えるため、非常時にも対応できる再生可能エネルギーを活用した設備の導入促進や、避難支援体制の強化など、安全・安心の確保を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

【てん10アクション】

⑦ 地域の環境を良くしよう

⑧ 安全・安心なまちにしよう



基本目標 5 環境行動を実践する人材育成

幅広い世代に分かりやすい情報の発信に努め、環境問題への認知度や理解度を高めるとともに、市民が環境に関する情報を知る機会を創出します。

これからの未来を担う子どもたちへの環境教育を推進し、環境にやさしい行動を実践できる若い人材の育成に取り組みます。

身近な環境に興味関心を持ち、自ら学び、環境保全に取り組んでいく意識を育むため、子どもから大人まで多様な世代が参加できる環境学習の充実を図ります。

これらの取組みの基盤となるよう、市民・事業者・行政など、多様な主体同士のパートナーシップの構築を推進し、環境に配慮した行動を実践する人づくりを目指します。

【てん10アクション】

- ⑨ 環境について考えよう
- ⑩ 環境にやさしい行動をしよう





第4章

施策の展開

本計画では、基本目標、市民総ぐるみで取り組む10のアクション、行動方針を次のように体系づけ、本市の目指す環境の将来像の実現に向けて、計画を推進します。

■：特に重要な施策（19施策）

将来像 (章)	基本目標 (節)	てん てん10アクション	行動方針	施策の方向性 (市の取り組み)	
未来につながる 持続可能な社会の実現に向けて 豊かな環境を大きくむまち	1 地球温暖化への対応 ◆ SDGs 2 飢餓をゼロに 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさを守ろう 17 パートナースhipで目標を達成しよう	① クリーンなエネルギーを使おう	1 CO2排出ゼロを目指そう	■ カーボンニュートラルの実現 ■ 地域脱炭素の推進	
			2 再生可能エネルギーを知ろう	■ 再生可能エネルギーの普及・啓発	
			3 再生可能エネルギーを使おう	■ 再生可能エネルギーの導入・利用拡大 ○ 分散型エネルギーの利用促進	
		2 循環型社会の実現 ◆ SDGs 1 貧困をなくそう 2 飢餓をゼロに 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任つかう責任 14 海の豊かさを守ろう	② 省エネに取り組もう	1 節電・節水しよう	■ エネルギーの効率的な利用
				2 エコカーを選ぼう	■ 次世代自動車の普及促進
		③ 気候の変化に適応しよう		1 気候の変化を注視しよう	○ 気象や動植物等のモニタリング
				2 気候の変化に適応した生活をしよう	○ 適応策の推進
		3 豊かな自然環境の保全 ◆ SDGs 2 飢餓をゼロに 4 質の高い教育をみんなに 6 安全な水とトイレを世界中に 11 住み続けられるまちづくりを 15 陸の豊かさを守ろう	④ ごみを減らそう	1 家庭でのごみを減らそう	■ 家庭での発生抑制
				2 事業所でのごみを減らそう	■ 事業所での発生抑制
				3 食品ロスをなくそう	■ 食品ロス削減と普及啓発
				4 プラスチックをリサイクルしよう	○ プラスチックごみ削減・リサイクルの推進
			⑤ ごみの分別に取り組もう	1 不法投棄をなくそう	○ 不法投棄防止対策の強化 ○ 災害廃棄物の処理体制の構築
				2 「3R推進アプリ」を使ってみよう	■ 適切な回収とリサイクルの推進 ○ 廃棄物の適正処理の推進
		4 安全・安心な生活環境の確保 ◆ SDGs 3 すべての人に健康と福祉を 6 安全な水とトイレを世界中に 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさを守ろう 16 平和と公正をすべての人に	⑥ 自然環境について考えよう	1 生態系を守ろう	■ 生物多様性への理解 ○ 希少な動植物や自然環境の保全 ○ 外来種への対応
				2 健全な森林と農地へ	○ 森林の保全や育成の推進 ○ 地域木材の利用促進 ○ 農地利用の促進
				3 野生鳥獣被害を減らそう	○ 市街地での取組み ○ 農地周辺での取組み
			⑦ 地域の環境を良くしよう	1 マナーを守ろう	■ 地域生活におけるマナーやモラルの啓発 ○ 空き家や空き地の適正管理
	2 ペットを正しく飼おう			■ ペットの適正飼養	
	3 歴史やまちの景観を大切にしよう			○ 清潔で美しい景観の形成	
	⑧ 安全・安心なまちにしよう		1 生活環境を守ろう	■ 周辺環境に配慮した家庭生活・事業活動の推進 ○ 雨水や地下水の適切な管理	
2 災害に備えよう			○ 防災・減災体制の強化 ○ 災害対応力の強化		
3 感染症対策をしよう			○ 感染症に対する予防と対策		
5 環境行動を実践する人材育成 ◆ SDGs 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任つかう責任 17 パートナースhipで目標を達成しよう	⑨ 環境について考えよう	1 環境問題に関心を持とう	■ 環境情報の積極的な発信		
		2 環境のためにできることを考えよう	■ 環境に配慮したライフスタイルの普及啓発		
	⑩ 環境にやさしい行動をしよう	1 環境の大切さを子どもたちに伝えよう	■ 子どもたちへの環境教育の充実		
		2 環境について学ぼう	■ 多様な世代が参加できる環境学習の推進 ○ 環境保全活動を担う人材の育成		
		3 協力して活動しよう	■ 多様な主体の協働による活動の促進 ○ 環境保全活動への支援		

5基本目標

10アクション

27行動方針

41施策

天童市の将来像

未来につなぐ 豊かな環境をはぐくむまち

～持続可能な社会の実現に向けて～

てん10アクションによる実現

市民総ぐるみで10のアクションに取り組みましょう

基本目標 1 地球温暖化への対応

基本目標 2 循環型社会の実現

アクション 1

クリーンなエネルギーを使おう

アクション 2

省エネに取り組もう

アクション 3

気候の変化に
適応しよう

アクション 4

ごみを減らそう

アクション 5

ごみの分別に
取り組もう



基本目標 3 豊かな自然環境の保全

基本目標 4 安全・安心な生活環境の確保

アクション 6

自然環境について
考えよう

アクション 7

地域の環境を
良くしよう

アクション 8

安全・安心な
まちにしよう



基本目標 5 環境行動を実践する人材育成

アクション 9

環境について
考えよう

アクション 10

環境にやさしい
行動しよう



【基本目標1】 地球温暖化への対応

- アクション①:クリーンなエネルギーを使おう
- アクション②:省エネに取り組もう
- アクション③:気候の変化に適応しよう

【基本目標2】 循環型社会の実現

- アクション④:ごみを減らそう
- アクション⑤:ごみの分別に取り組もう

【基本目標3】 豊かな自然環境の保全

- アクション⑥:自然環境について考えよう

【基本目標4】 安全・安心な生活環境の確保

- アクション⑦:地域の環境を良くしよう
- アクション⑧:安全・安心なまちにしよう

【基本目標5】 環境行動を実践する人材育成

- アクション⑨:環境について考えよう
- アクション⑩:環境にやさしい行動をしよう



【基本目標1】地球温暖化への対応

【てん10アクション①】クリーンなエネルギーを使おう

【SDGs】



【行動方針】

- ☞ 1 CO2 排出ゼロを目指そう
- ☞ 2 再生可能エネルギーを知ろう
- ☞ 3 再生可能エネルギーを使おう

【施策の方向性】🌟:特に重要な施策

☞ 1 CO2 排出ゼロを目指そう

🌟カーボンニュートラルの実現

- (1)2050年カーボンニュートラル(注 1)を目指します。
- (2)2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを中期目標とし、さらに50%の高みに向けて挑戦します。

🌟地域脱炭素の推進

- (1)地域脱炭素(注 2)の実現に向けて、再生可能エネルギー(注 3)設備の導入や、エネルギーの効率的な活用、省エネルギーへの取り組みを推進します。
- (2)区域を定めて再生可能エネルギーを活用した事業を実施するなど、地域における脱炭素化を促進します。
- (3)地域間の公共交通ネットワークを効率的に連携させ、コンパクトで低炭素なまちづくりを進めます。
- (4)森林の適正な維持・保全を図り、森林吸収源(CO2の吸収・固定)の確保に取り組めます。
- (5)新たな技術の開発と活用を促進します。
- (6)カーボンニュートラルに取り組む企業を積極的に誘致し、地域経済の活性化を目指します。
- (7)雇用や産業の創出、まちづくりの推進など、地域の課題解決に繋がるよう進めます。

☞ 2 再生可能エネルギーを知ろう

🌟再生可能エネルギーの普及・啓発

- (1)太陽光・風力・地熱・水力・バイオマス(注 4)などの再生可能エネルギーについて、市民の理解を深めます。
- (2)再生可能エネルギー導入の必要性について、市民に啓発します。
- (3)再生可能エネルギー由来の電力購入を促進します。

3 再生可能エネルギーを使おう

再生可能エネルギーの導入・利用拡大

- (1)再生可能エネルギーの導入・利用を拡大し、温室効果ガス排出量の削減を図ります。
- (2)再生可能エネルギー設備の導入を支援します。
- (3)再生可能エネルギーを活用した大規模な発電設備や、熱利用設備の導入を目指します。
- (4)新設及び既存の公共施設に対し、太陽光や蓄電池設備等を計画的に導入します。
- (5)再生可能エネルギーの利用により生じる熱エネルギーを効率的に活用します。
- (6)地域住民と適切に合意形成を図り、自然景観や歴史・文化に配慮しながら、再生可能エネルギー事業に取り組むよう事業者に促します。

分散型エネルギーの利用促進

- (1)エネルギーの分散化を進め、非常時における多様な電力供給源の確保を進めます。
- (2)地域の特性に応じたエネルギーの活用を促進するとともに、電力の地産地消を目指します。
- (3)地中熱や温泉熱、バイオマス熱など、熱利活用の可能性について検討します。

【各主体へ期待する取組】

市民	<ul style="list-style-type: none">・環境に配慮した行動をしよう。・再生可能エネルギーについて考えてみよう。・太陽光パネルや蓄電池を使ってみよう。・ペレットストーブや薪ストーブを使ってみよう。・省エネを心がけよう。・エコハウス(ZEH(注5)など)に住もう。・公共交通を利用しよう。・自転車や徒歩で通勤・通学してみよう。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・再生可能エネルギーを使ってみよう。・環境にやさしい建物(ZEB(注6)など)にしよう。・再生可能エネルギー由来の電力を購入しよう。・エコカー(注7)を導入しよう。・新たな技術(カーボンリサイクル(注8)など)を活用しよう。・ゼロカーボンの取り組みを通じて、地域に貢献しよう。

(注1)カーボンニュートラル:二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林による吸収量等の除去量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

(注2)地域脱炭素:脱炭素を成長の機会と捉え、地域共生型の再エネ導入などにより、地域の活性化と脱炭素をともに実現すること。

(注3)再生可能エネルギー:太陽光、風力、地熱、中小水力、バイオマスなど、温室効果ガスを排出せず、低炭素な国産エネルギー源。

(注4)バイオマス:動植物から生まれた生物資源の総称。

(注5)ZEH:Net Zero Energy Houseの略。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入

することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。

(注 6)ZEB:Net Zero Energy Building の略。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。

(注 7)エコカー:Ecology Car の略。二酸化炭素(CO₂)や窒素酸化物(NO_x)などの排出量が少なく、燃費もよい自動車。環境対応車ともいう。

(注 8)カーボンリサイクル:経済産業省が推進するCO₂(二酸化炭素)を炭素資源と捉えて再利用すること。

【基本目標1】地球温暖化への対応

【てん10アクション②】省エネに取り組もう

【SDGs】



【行動方針】

- ☞ 1 節電・節水しよう
- ☞ 2 エコカーを選ぼう

【施策の方向性】🌟:特に重要な施策

- ☞ 1 節電・節水しよう

🌟 エネルギーの効率的な利用

- (1) エアコンや冷蔵庫、照明器具などの電気製品について、消費電力の少ない使い方を周知するとともに、省エネルギー製品への買い替えを促します。
- (2) 公共施設について、省エネルギー行動の徹底を図ります。
- (3) 新設及び既存の公共施設について、建物の省エネルギー化を促進するとともに、再生可能エネルギー設備の計画的な導入を進めます。
- (4) 削減された温室効果ガスやエネルギーを「見える化」するなど、取り組みの効果を分かりやすく情報提供します。
- (5) 省エネルギー効果の高い設備の導入を促進します。
- (6) 断熱性能や省エネルギー効果の高い建物の建築を促進します。
- (7) 熱エネルギーを施設間で融通するなど、エネルギーの効率的な利用を目指します。
- (8) 工場廃熱や下水熱、雪氷熱など、未利用エネルギー(注 1)の活用を図ります。
- (9) 貴重な水資源を大切に使用するとともに、節水が節電につながることにについて啓発します。

- ☞ 2 エコカーを選ぼう

🌟 次世代自動車の普及促進

- (1) 次世代自動車(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車など)の導入を促進し、走行時における温室効果ガス排出量の削減を目指します。
- (2) 公共施設において、計画的に次世代自動車の導入を進めます。
- (3) 充電設備や供給設備の充実を図ります。
- (4) 災害時の動く非常用電源として、次世代自動車に搭載された蓄電池の活用を図ります。
- (5) 建物への給電が可能な充放電設備(V2H(注 2))との併用により、災害時における対応力を強化します。

【各主体へ期待する取組】

<p>市 民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・SDGs について考えてみよう。 ・一人ひとりが、環境に配慮した行動を実践しよう。 ・節電に取り組もう。 ・消費電力の少ない家電に買い替えてみよう。 ・ライフスタイルを見直してみよう。 ・エコドライブを心がけよう。 ・次世代自動車の利用について考えてみよう。
<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステム(注 3)の導入に取り組んでみよう。 ・省エネ最適化診断(注 4)を活用してみよう。 ・節電に取り組もう。 ・維持管理の効率化を目指そう。 ・省エネルギー効果の高い設備の導入を検討してみよう。 ・次世代自動車の導入を検討してみよう。

(注 1) 未利用エネルギー:工場廃熱、地下鉄や地下街の冷暖房廃熱、外気温との温度差がある河川や下水、雪氷熱など、有効に利用できる可能性があるにもかかわらず、これまで利用されてこなかったエネルギーの総称。

(注 2) V2H:Vehicle to Home の略。電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV・PHEV)への充電、並びにEV・PHVから住宅への放電(給電)ができる装置。

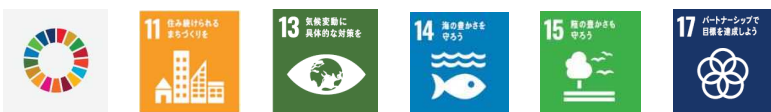
(注 3) 環境マネジメントシステム:組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための仕組み。国際規格の「ISO14001」や、環境省が策定した「エコアクション21」などがある。

(注 4) 省エネ最適化診断:一般財団法人省エネルギーセンターが提供する「省エネ診断」と「再エネ提案」により、エネルギー利用を最適化するサービス。資源エネルギー庁による事業であり、国の補助金により割安な費用で診断を受けることができる。

【基本目標1】地球温暖化への対応

【てん10アクション③】気候の変化に適応しよう

【SDGs】



【行動方針】

- ☞ 1 気候の変化を注視しよう
- ☞ 2 気候の変化に適応した生活をしよう

【施策の方向性】📌:特に重要な施策

☞ 1 気候の変化を注視しよう

○気象や動植物等のモニタリング

- (1) 気温や降雪状況、河川水質調査結果などの観測データを継続的に把握し、変化の推移を確認します。
- (2) 標本木として桜やカエデ等を設定し、開花や紅葉の時期などを観察します。
- (3) 身近な自然や動植物などの変化を把握するため、国と連携し、市民参加による調査を実施します。
- (4) 気候の変化による農作物等への被害状況や影響について、速やかな把握に努めます。
- (5) 市民の関心を高めるため、国や県、関係機関と連携しながら、適時に情報提供を行います。

☞ 2 気候の変化に適応した生活をしよう

○適応策の推進

- (1) 気候変動の緩和策(CO2削減)と、適応策(被害の回避・軽減)を両輪として推進します。
- (2) 気候変動による影響の予測や被害の状況等について、国や県、関係機関と連携しながら、適切な把握と情報提供に努めます。
- (3) 熱中症などによる健康被害を防止するため、予防・対処方法について周知します。
- (4) 高温に強い品種の導入を促すなど、農作物被害の抑制を図ります。
- (5) 病害虫等による森林被害の抑制に努めます。
- (6) 防災・減災対策を推進し、気候変動による影響や被害を最小限に抑えるよう取り組みます。

【各主体へ期待する取組】

市民	<ul style="list-style-type: none">・気候変動への関心を持ち、影響やリスクに備えよう。・気温に合わせて、無理なく、適切にエアコン(冷房・暖房)を利用しよう。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・気候変動による影響やリスクを経営課題として捉え、責任を持って取り組んで行こう。・被害を最小限に抑えるよう備えよう。

【主な指標】				
指標内容	単位	現況 R2(2020)	目標 R13(2031)	説明
温室効果ガス排出量削減率	%	△7.8(2019)	△50	(2013年比)
太陽光パネルの設置補助件数	件	888	1,542	(住宅用)累計
太陽光パネルの年間発電量	kW	4,537	8,464	(住宅用)累計
蓄電池の設置補助件数	件	27	489	(住宅用)累計
長期優良住宅認定制度の認定件数	件	44	484	累計
やまがた健康住宅の認証件数	件	5	110	累計
公共施設における再生可能エネルギー利用件数	件	23	37	累計
次世代自動車の導入率	%	18.2	50.0	アンケート調査等
公用車における電気自動車等の導入	台	—	20	(EV・PHV) 累計
電気自動車用急速充電器整備数	件	1	3	累計
市施設における二酸化炭素排出量	t-CO ₂	3,749	2,108	
予約制乗合いタクシー(ドモス)の利用者数	人	9,449	17,000	

温室効果ガスの削減目標

国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しています。また、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに、50%の高みに向け挑戦することを表明しています。

本実行計画（区域施策編）では、国の目標を踏まえるとともに、現状の傾向がそのまま推移した場合（現状趨勢ケース）による将来推計値等を参考とし、本市の温室効果ガス削減目標を以下のとおりとします。

2030年度目標（2013年度比）46%削減

【温室効果ガス排出量（現状趨勢ケース）】

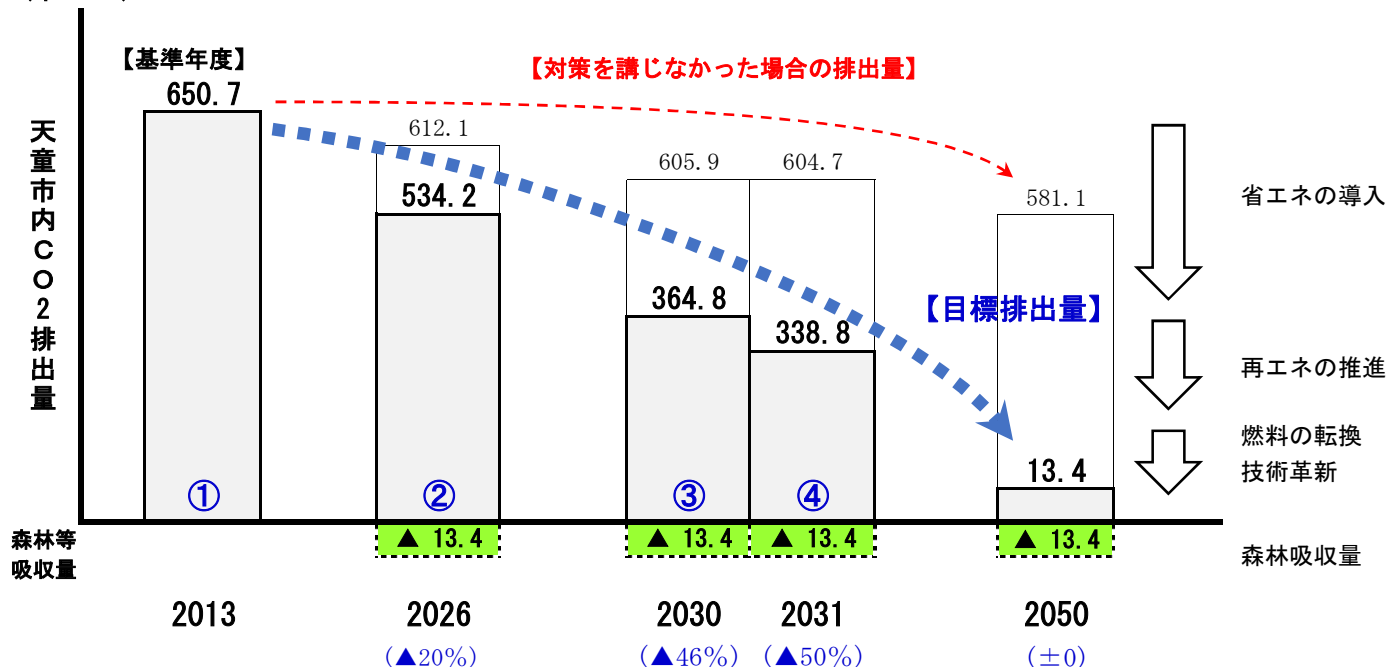
（単位：千t-CO₂）

			実績排出量		将来排出量					
			2013年度 (H25)		2026年度 (R8)		2030年度 (R12)		2031年度 (R13)	
			【基準年度】	構成(%)	【中間年度】	削減率(%)	【中期目標】	削減率(%)	【計画目標】	削減率(%)
温室効果ガス排出量	産業部門	製造業	234.5	36.0	192.5	▲ 18	146.6	▲ 38	136.1	▲ 42
		建設業・工業	7.4	1.1	6.0	▲ 18	4.6	▲ 38	4.3	▲ 42
		農林水産業(※)	16.4	2.5	13.5	▲ 18	10.3	▲ 38	9.5	▲ 42
		小計	258.3	39.7	212.0	▲ 18	161.4	▲ 38	149.9	▲ 42
	家庭部門		126.2	19.4	103.6	▲ 18	43.4	▲ 66	40.3	▲ 68
	業務その他部門		95.0	14.6	78.0	▲ 18	46.6	▲ 51	43.2	▲ 55
	運輸部門	自動車	160.6	24.7	131.8	▲ 18	105.2	▲ 35	97.7	▲ 39
		鉄道	4.6	0.7	3.8	▲ 18	3.0	▲ 35	2.8	▲ 39
		小計	165.2	25.4	135.6	▲ 18	108.2	▲ 35	100.5	▲ 39
	廃棄物部門		6.0	0.9	5.0	▲ 17	5.2	▲ 14	4.8	▲ 20
	排出量 合計		650.7	100.0	534.2	▲ 18	364.8	▲ 44	338.8	▲ 48
	森林等吸収量				▲13.4		▲ 13.4		▲ 13.4	
	温室効果ガス排出量・森林等吸収量		650.7		520.8	▲ 20	351.4	▲ 46	325.4	▲ 50

(※)エネルギー起源CO₂以外の農業分野を含む

【温室効果ガス排出量の目標値】

(千t-CO₂)



1 対象とする温室効果ガスの種類

温室効果ガスの種類		主な排出活動
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源CO ₂	燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用
	非エネルギー起源CO ₂	工業プロセス、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等
メタン (CH ₄)		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕作、家畜の飼養及び排せつ物管理、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、廃棄物の埋立処分、排水処理
一酸化二窒素 (N ₂ O)		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕地における肥料の使用、家畜の排せつ物管理、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、排水処理
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)		クロロジフルオロメタン又はHFCsの製造、冷凍空調機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としてのHFCsの使用
パーフルオロカーボン類 (PFCs)		アルミニウムの製造、PFCsの製造、半導体素子等の製造、溶剤としてのPFCsの使用
六ふっ化硫黄 (SF ₆)		マグネシウム合金の製造、SF ₆ の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造、変圧器、開閉器及び遮断機その他の電気機械器具の使用・点検・排出
三ふっ化窒素 (NF ₃)		NF ₃ の製造、半導体素子等の製造

2 推計対象の種類

部門・分野		推計の対象となる活動等	
排出量	エネルギー起源CO ₂	産業部門	農林業、工業、建設業及び製造業におけるエネルギー消費に伴う排出
		家庭部門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出
		業務その他部門	事務所、店舗等におけるエネルギー消費に伴う排出
		運輸部門	自動車、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出
	エネルギー起源CO ₂ 以外	農業分野	水田からの排出及び耕地における肥料の使用による排出（耕作）、家畜の飼育や排せつ物の管理に伴う排出（畜産）、農業廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出（農業廃棄物）
		廃棄物分野	廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出（焼却処分）、排水処理に伴い発生する排出（排水処理）
森林吸収源		森林整備に伴う吸収、都市緑化に伴う吸収	

3 温室効果ガスの比較（天童市・山形県・全国）

			2018 (H30) 実質排出量			
			天童市 (t-CO ₂)		山形県	全国
			【現況】	割合 (%)	割合 (%)	割合 (%)
温室効果ガス排出量	産業部門	製造業	268,548	43.3	24.6	32.8
		建設業・工業	6,904	1.1	1.4	0.7
		農林水産業	15,318	2.5	3.1	1.4
		小計	290,770	46.9	29.1	34.9
	家庭部門		100,487	16.2	21.0	14.5
	業務その他部門		74,731	12.1	17.5	17.5
	運輸部門	自動車	140,613	22.7	25.3	15.8
		鉄道	3,804	0.6	0.6	2.6
		小計	144,417	23.3	25.9	18.4
	廃棄物部門		9,723	1.5	3.3	2.7
	エネルギー転換部門				3.2	7.8
	工業プロセス					4.0
	その他					0.2
合計		620,128	100.0	100.0	100.0	
森林等吸収量		▲13,400				
温室効果ガス排出量・吸収量		606,728				
一人当たりCO ₂ 排出量(t-CO ₂)		9.8		7.7	9.8	
世帯当たりCO ₂ 排出量(t-CO ₂)		27.2		21.0	21.5	

【基本目標2】循環型社会の実現

【てん10アクション④】ごみを減らそう

【SDGs】



【行動方針】

- ☞ 1 家庭でのごみを減らそう
- ☞ 2 事業所でのごみを減らそう
- ☞ 3 食品ロスをなくそう
- ☞ 4 プラスチックをリサイクルしよう

【施策の方向性】📌:特に重要な施策

☞ 1 家庭でのごみを減らそう

📌家庭での発生抑制

- (1)10月は「リデュース・リユース・リサイクル推進月間」(3^{すリー} R^{ーあーる} (注 1)推進月間)です。家庭ごみの年間10%削減を目指すため、10月を「てん10アクション強化月間」とし、市民総ぐるみで削減に取り組めます。
- (2)3Rの取組みを継続し、毎日の生活の中で家庭での無駄を省き、ごみの減量化に努めるよう呼びかけます。
- (3)買い物前に冷蔵庫を確認し、必要な分だけ購入するなど、食材管理の大切さを啓発し、生ごみの発生抑制を目指します。
- (4)生ごみの水切りを徹底し、ごみ減量を推進します。
- (5)電気式生ごみ処理機の購入を支援するとともに、生ごみ処理容器(注2)の活用を促進し、ごみの減量化に取り組めます。
- (6)家庭で余っている食料品を寄贈する取組み(フードドライブ)を促進するため、モデル地域を設定するなど、積極的に環境づくりを進めます。

☞ 2 事業所でのごみを減らそう

📌事業所での発生抑制

- (1)事業所の形態や業種によって、3Rの取組み内容は異なります。事業所ごとに、できることから実践するよう啓発します。
- (2)自らの責任において廃棄物を適正に処理するよう、法令(廃棄物処理法、家電リサイクル法、食品リサイクル法など)に基づく事業者の責務について周知します。
- (3)ごみの処理費用も事業の経費です。オフィスでの節約を行うことで、ごみの減量化や経費の節約・効率化に繋がることを啓発します。
- (4)職員の意識改革や、事業所のイメージアップに資するため、SDGsや環境マネジメントシステムなど、事業所による環境に配慮した取組みを促進します。
- (5)食品や飲料の製造事業者やスーパーマーケットなど、事業所内における生産・流通・販売過程

で発生する食品廃棄物について、削減に努めるよう呼びかけます。

3 食品ロスをなくそう

食品ロス削減と普及啓発

- (1) 食品ロスの削減の推進に関する法律において、10月は食品ロス削減月間、特に10月30日は「食品ロス削減の日」とされています。そのため10月は食品ロス削減を推進するための普及啓発やイベント等の実施について、市民・事業者と一体となって取り組みます。
- (2) 料理は食べ切れる分だけ調理する、食材を使い切る、料理手順を工夫し加熱時間を短くするなど、環境にやさしい料理方法(エコクッキング)を啓発します。
- (3) エコクッキングなどによる環境学習の機会を提供し、食品ロス削減への理解を深めます。
- (4) 家庭における「3きり」(注 3)運動を推進します。
- (5) 賞味期限と消費期限の違いなど、食品の期限表示について正しく理解してもらうとともに、てまえどり(注 4)キャンペーンを行うなど、エンカル消費(注 5)が促されるよう周知啓発します。
- (6) 宴会等の場における料理の食べきりを促す「3010運動(注 6)」を推進するため、飲食店等と連携しながら、ポスターなどの店頭用啓発素材を活用して啓発します。
- (7) 外食時にやむを得ず料理を残してしまった場合には、外食事業者の説明をよく聞いたうえで、自らの責任の範囲で持ち帰るような周知と対策を講じます。
- (8) 県が取り組んでいる「テイクアウトボックス(注 7)」や「もったいない山形協力店(注 8)」について、市民及び事業所の理解と協力が得られるよう、県と連携して普及啓発に努め利用促進を図ります。
- (9) 外食事業者及び学校給食センター等において、食品ロス削減の取り組みを進めます。
- (10) 食品を通じて人から人へ、寄附と提供の架け橋となるよう、事業者が食品を寄贈する取組み(フードバンク)を推進します。
- (11) 食品残渣を発電に利用するなど、脱炭素化に寄与するため、バイオマスを活用した再生可能エネルギー事業について検討します。
- (12) 食品ロス削減を推進する啓発事業について、市報・ホームページ・SNS等を通じて情報発信するとともに、関係団体、機関と連携して取り組みます。

4 プラスチックをリサイクルしよう

プラスチックごみ削減・リサイクルの推進

- (1) ライフスタイルの見直しを促し、使い捨てプラスチック製品(ワンウェイプラスチック製品)から、環境への影響が少ない素材の利用を進めます。
- (2) プラスチック製品の使用量を削減するため、マイバッグ・マイボトル持参を促進します。
- (3) マイクロプラスチック等、海洋プラスチックごみの影響について啓発し、市民の理解を深めます。
- (4) リユース・リサイクル製品や、詰め替え用製品を選んで購入するなど、プラスチック使用量を削減するための取組みについて周知します。
- (5) 家庭から排出されるプラスチック使用製品の分別収集、再商品化に係る資源循環の促進等に必要な措置を講じます。

【各主体へ期待する取組】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・てん10アクションに取り組もう。 ・家庭での脱プラスチック、ペーパーレスに取り組もう。 ・マイバッグ、マイボトルの活用による、プラスチック製品削減に努めよう。 ・ごみを処分する際は、リサイクルできる製品を適切に分別しよう。 ・「食品ロスの約半分は家庭から」を認識し、日々の食生活を見直し、食品ロスを減らそう。 ・食品を無駄に買わないように心がけ、購入したものは使い切り、食べきろう。 ・外食時は、食べきりを基本として、余った場合はお店に確認し持ち帰ろう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・資源物等の、小売店頭による回収の促進に努めよう。 ・事業所内で発生する廃棄物のリサイクルを積極的に推進しよう。 ・フードバンクなどの食品有効利用に向けた取組みに協力しよう。 ・消費期限・賞味期限間近の食品の割引サービスの実施及び周知を図ろう。 ・食品ロス削減に取り組む「もったいない山形協力店」に参加し、当該取組みを積極的に利用しよう。 ・商品を販売する際は、包装を簡易にするように努めよう。 ・農林業及び食品関連事業者において、規格外や未利用の農産物を有効活用しよう。

(注 1)3R:リデュース(Reduce):発生抑制、リユース(Reuse)再使用、リサイクル(Recycle)再生利用の3つのRの総称。

(注 2)生ごみ処理容器:生ごみを減量化及び堆肥化する容器のこと(電気式を除く)。コンポスト容器やEM容器などがある

(注 3)3きり:家庭での生ごみを減らすための3つの取り組みである「使い切り」「食べきり」「水切り」のことをいう。

「使い切り」食材を必要な分だけ購入し、無駄なく使い切る。

「食べきり」料理を残さず完食する。

「水切り」生ごみの水気をしっかり切る。

(注 4)てまえどり:消費者が買ってすぐ食べるなら、商品棚の手前にある商品を積極的に選ぶ、エシカル消費の一つ。

(注 5)エシカル消費(倫理的消費):人や社会・環境に配慮して消費者が自ら考える賢い消費行動。

(注 6)3010運動:宴会時の食べ残しを減らすための取組みで、「<乾杯後30分間>は席を立たずに料理を楽しみましょう。<お開き10分前>になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう。」と呼びかけて食品ロスを削減する取組み。

(注 7)テイクアウトボックス:食べきれなかった料理をお客様の自己責任において持ち帰るための容器。

(注 8)もったいない山形協力店:生ごみを始めとする事業系一般廃棄物削減のため、ごみ削減・リサイクル推進を実践する事業所。

【家庭系食品ロスの内訳】

- ・調理くずのうち可食部……不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分等
- ・食べ残し……食卓に上がった食品で、食べ切られずに廃棄されたもの
- ・手つかず食品……賞味期限切れ等により使用・提供されず、手つかずのまま廃棄されたもの

【基本目標2】循環型社会の実現

【てん10アクション⑤】ごみの分別に取り組もう

【SDGs】



【行動方針】

☞ 1 不法投棄をなくそう

☞ 2 「3R推進アプリ」を使ってみよう

【施策の方向性】📌:特に重要な施策

☞ 1 不法投棄をなくそう

○不法投棄防止対策の強化

- (1)道路への空き缶・たばこのポイ捨てや、産業廃棄物の投棄などの不法投棄について、早期発見と未然防止のため、パトロール等の監視体制を強化します。
- (2)不法投棄は、近隣の迷惑になるだけでなく、地球環境にも影響を及ぼします。法令に違反する行為であることについて周知します。
- (3)広報紙の活用や看板を設置するなど、不法投棄の防止に取り組めます。
- (4)監視カメラ等の設置を推進し、不法投棄の抑制を図ります。
- (5)環境衛生委員や地域と連携し、決められたルールに従い、ごみを適正に処理するよう啓発します。

○災害廃棄物の処理体制の構築

- (1)災害などの緊急時において、災害廃棄物処理計画に基づき、地区の自主防災会等との連携を図りながら、適正かつ円滑な災害廃棄物の処理を行います。
- (2)災害廃棄物仮置場の候補地について、地区自主防災会等との協議・調整を図りながら適地の選定を進め、有事に備えます。
- (3)災害時において、避難所で発生したごみや仮設トイレのし尿等の処理を速やかに行うため、収集体制の構築を図ります。

☞ 2 「3R推進アプリ」を使ってみよう

📌適切な回収とリサイクルの推進

- (1)スマートフォン等による「3R推進アプリ(注 1)」の利用(メール配信サービス、SNS等)を促進し、当該アプリによりごみ分別やリサイクル等の情報を定期的に配信し、リサイクル等に対する市民の意識向上を図ります。
- (2)事業所と連携を図りながら、事業系食品廃棄物等の資源化の推進に努めます。
- (3)小売店等における資源物の店頭での回収の促進及び周知を図ります。

○廃棄物の適正処理の推進

- (1)一般家庭からのごみ出しについて、分別方法等のルールを「3R推進アプリ」やガイドブックにより周知し、ごみ分別等の徹底を図ります。
- (2)資源となる廃棄物は、資源物拠点回収や集団資源回収の利用促進を図ります。
- (3)廃棄物排出事業者に対し、適正な処理に関する講習会を開催するとともに、随時立入検査を実施するなど、廃棄物の適正な処理に必要な指導を行います。
- (4)未利用の林地残材や剪定枝、落ち葉等の利活用を図るとともに、再生可能エネルギー事業の展開などの可能性について検討します。

【各主体へ期待する取組】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・「3R推進アプリ」をダウンロードして利用してみよう。 ・正しいごみ分別方法等のルールを理解し、正しいごみ出しを心がけよう。 ・「3R推進アプリ」を活用し、ごみと資源の分別を徹底しよう。 ・地域や関係機関と協力し、不法投棄を防ごう。 ・災害時の廃棄物処理体制について理解・協力し、大規模災害に備えよう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内や敷地周辺の清掃を心がけ、ポイ捨てされない環境づくりに努めよう。 ・排出者責任により、事業系ごみと産業廃棄物の適正な処理に心がけよう。 ・事業系ごみの多くを占める可燃ごみ、紙ごみの減量に取り組もう。 ・マニフェストを遵守し、適切な処理・処分に努めよう。

(注 1) 3R推進アプリ:本市で導入している「天童市3R推進アプリケーション」(さんあ〜る天童市版)の略称。スマートフォン等で利用できる、無料のアプリケーション。

(収集日程表やごみの出し方ガイド、ごみの分別検索等、その他様々な情報を配信)

【主な指標】

指標内容	単位	現況	目標	説明
		R2(2020)	R13(2031)	
ごみの総排出量	t	17,763	16,770	
家庭系食品ロス発生量	t	1,074	570	市独自試算
可燃ごみの総排出量	t	16,147	15,272	
1日一人当たりのごみ排出量	g	788	766	
拠点・資源回収量	t	359	375	
リサイクル率	%	9.64	15.00	
有料レジ袋辞退率	%	88.8	90.0	マイバッグ等持参率
分別アプリのダウンロード数	件	1,347	10,000	現況はR3.11月時点
使用済み小型家電の回収量	t	18.46	28.44	
電気式生ごみ処理機購入補助件数	件	13	40	年間
事業系ごみ	t	6,101(2019)	5,151	一般廃棄物排出量

【基本目標3】豊かな自然環境の保全

【てん10アクション⑥】自然環境について考えよう

【SDGs】



【行動方針】

- ☞ 1 生態系を守ろう
- ☞ 2 健全な森林と農地へ
- ☞ 3 野生鳥獣被害を減らそう

【施策の方向性】🌸:特に重要な施策

☞ 1 生態系を守ろう

🌸 生物多様性への理解

- (1) 生きものたちの豊かな個性とつながり(生物多様性:注 1)について啓発を行い、市民の理解を深め、自然を大切にできる意識の向上を図ります。
- (2) 天童高原や舞鶴山の愛宕沼親水空間、もみじ園など、人々が自然とふれあえる環境整備を促進します。
- (3) 地域と連携しながら、身近な自然や動植物の状況把握に努めます。
- (4) 多様な生きものが暮らしていくための環境保全に取り組みます。

○希少な動植物や自然環境の保全

- (1) 市内の動植物や自然環境について市民の理解を深めるため、ホームページや市報等を活用し、積極的な情報発信を行います。
- (2) カクレトミヨ(注 2)などの希少な動植物を保全するため、地域の活動を支援します。
- (3) ジャガラモガラ(注 3)などの貴重な自然環境を守るため、地域と協力して環境整備に取り組みます。

○外来種への対応

- (1) 生態系などに悪影響を及ぼすおそれのある外来種について、市民への周知を図ります。
- (2) 外来種による被害を防ぐため、生態系に与える影響や市内の分布状況の把握に努め、市民へ注意を促します。
- (3) 外来種被害予防三原則「入れない・捨てない・拡げない」について、普及・啓発を図ります。
- (4) 市内で確認された場合は、関係機関と連携して対応します。

☞ 2 健全な森林と農地へ

○森林の保全や育成の推進(CO2 吸収)

- (1) 森林は、雨や雪などの水資源を蓄え、土壌に浸透させ、地下水となり澄んだ美しい水を供給する働きを持っています(水資源かん養機能)。森林の環境整備を促進し、森林が持つ機能の保全に

努めます。

- (2) 植林や下刈り、間伐などの適切な森林整備を進めます。
- (3) 松くい虫やナラ枯れなどの森林病害虫被害の拡大を防止するため、関係機関と連携し、適切に防除対策を実施します。
- (4) 市民ボランティアや地域ぐるみでの森林保全活動を促進し、森林の育成を図ります。
- (5) 森林開発する場合において、事前に届出書の提出を徹底するなど、森林の無計画な伐採を防止します。

○地域木材の利用促進(CO2 固定)

- (1) 地域木材の積極的な利用促進と森林の活性化を図るため、ホームページや市報等を活用して、「木づかい運動」(注 4)を紹介するなど、市民への啓発や情報発信を行います。
- (2) ペレットストーブや薪ストーブなどの導入を支援するとともに、地域の森林から生産された木材の地産地消を目指します。
- (3) 公共施設への木材利用を促進し、市民が木に親しみ、その良さを実感できる機会の提供に努めます。

○農地利用の促進

- (1) 農業・農地は、食料や農産物の供給の機能のほか、雨水を一時的に貯留し、洪水や土砂崩れを防ぎ、様々な生きものはぐくむなど、多様な機能を持っています(多面的機能)。その機能を維持するため、農業の振興に取り組むとともに、農地の保全を図ります。
- (2) 担い手への農地の集積・集約化を進め、担い手や後継者不足のため耕作されなくなった農地(遊休農地)の発生防止と解消に取り組めます。
- (3) 次の世代を担う人材を確保するため、新規就農者を支援し、継続的な農地利用を図ります。
- (4) 農薬や化学肥料の使用を抑えるなど、環境負荷に配慮した持続可能な農業(環境保全型農業)の促進を図ります。
- (5) 学校給食において地産地消を促進し、農地利用の促進に寄与します。

3 野生鳥獣被害を減らそう

○市街地での取組み

- (1) カラスによるフン被害などを抑制するため、レーザーポインターなどの対策用品の貸し出しを行い、地域ぐるみで取組みを進めます。
- (2) 電線等へのテグス設置や、鷹匠による追い払いを実施するなど、関係機関と連携しながら被害防止策を進めます。
- (3) 野生鳥獣の生態や被害対策の先進事例などの情報を集め、市街地において、より実効性のある対策を検討します。
- (4) 緊急時の人身被害などを防止するため、鳥獣被害防止計画に基づき、関係機関と連携して迅速に対応します。

○農地周辺での取組み

- (1)被害を引き起こす野生動物について、生息状況の把握に努めます。
- (2)森林や農地周辺の適切な管理を行い、人とのすみわけを図るなど、野生鳥獣が農地に近寄りにくい環境整備を進めます。
- (3)花火などを活用した追い払いを実施するほか、電気柵導入を支援し、農作物への被害防止に取り組めます。
- (4)果実が収穫されないまま放置された果樹や、農地周辺に廃棄された果実などについて、適切な処分を促すとともに、研修等を通じて周知を図ります。

【各主体へ期待する取組】

市 民	<ul style="list-style-type: none">・市内の自然環境に関心を持つ。・外来種被害予防三原則「入れない・捨てない・拡げない」を守ろう。・所有する農地や森林を適切に管理しよう。・木材を積極的に利用しよう。・ペレットストーブや薪ストーブなどの導入を検討しよう。・未利用の農地について譲渡や貸借を進めるなど、有効活用を検討しよう。・地元産の農産物を購入しよう。・野生鳥獣のエサになるものを放置しないようにしよう
事業者	<ul style="list-style-type: none">・事業を行う際は、周辺環境や生態系に配慮しよう。・外来種の購入者に対し、生態系への影響などの注意喚起をしよう。・外来種被害予防三原則「入れない・捨てない・拡げない」を守ろう。・所有する農地や森林を適切に管理しよう。・環境保全型農業を実践しよう。・ペレットストーブや薪ストーブなどの導入を検討しよう。・収穫しない果実や廃棄する果実は適切に処理しよう。・農地へ電気柵などを設置しよう。

(注 1)生物多様性：地球上のすべての生きものの中には違い(個性)があり、それらが直接・間接的に支えあって生きているということ。

(注 2)カクレトミヨ：主に市内成生地域に生息する魚。絶滅危惧種。生息地の一部が県の天然記念物に指定。これまでイバラトミヨ特殊型とよばれていたが、令和3年にトミヨ属の新種であると発表され、「カクレトミヨ」と命名。

(注 3)ジャガラモガラ：市内貫津地区の雨呼山にあるすり鉢状の窪地。県の天然記念物に指定されている。冷たい空気が底にたまるため、底に行くほど高山植物が生育するという不思議な環境になっている。

(注 4)木づかい運動：木材を利用することの意義を広め、木材利用を拡大していくための国民運動。

【主な指標】				
指標内容	単位	現況 R2(2020)	目標 R13(2031)	説明
生物多様性の認知度	%	—	50	
農作物有害鳥獣被害額	千円	45,599	32,040	
遊休農地面積	ha	13	17	
森林面積	ha	3,782	3,782	
民有林の森林整備面積	ha	208	494	累計
新規就農者数	人	16	168	累計

【基本目標4】安全・安心な生活環境の確保

【てん10アクション⑦】地域の環境を良くしよう

【SDGs】



【行動方針】

- ☞ 1 マナーを守ろう
- ☞ 2 ペットを正しく飼おう
- ☞ 3 歴史やまちの景観を大切にしよう

【施策の方向性】 📌: 特に重要な施策

☞ 1 マナーを守ろう

📌 地域生活におけるマナーやモラルの啓発

- (1)地域の住環境を保全し、近隣住民間の良好な関係を築くため、地域生活のマナーやモラルについて、市民一人ひとりの意識の向上を目指します。
- (2)近隣住民に迷惑をかけている樹木や雑草等の繁茂について、適正な管理を促します。
- (3)たばこやペットボトル等のポイ捨て禁止について啓発します。

○空き家や空き地の適正管理

- (1)空き家に関する相談窓口を設置し、関係機関との連携を図りながら、空き家の解消に取り組めます。
- (2)空き家バンクの利用や相談会を開催するなど、空き家や空き店舗等の利活用を図るとともに、老朽化による倒壊等の危険性が高い建物の除却を支援します。
- (3)空き家発生予防セミナーを開催し、地域と連携しながら、空き家予備軍(注 1)について情報共有を図ります。
- (4)空き家台帳により情報を一元管理し、継続的な情報の把握に努めます。
- (5)建物の老朽化や雑草の繁茂が見られるなど、管理不全の状況にある空き家や空き地について、適正管理の指導を行います。

☞ 2 ペットを正しく飼おう

📌 ペットの適正飼養

- (1)ペットの適正飼養や飼い主のマナーについて普及・啓発します。
- (2)猫による近隣への被害を防止するため、不妊去勢手術費に対する支援を行います。
- (3)近隣住民に被害を与えているペットの所有者に対し、適正飼養について指導します。
- (4)犬の所有者に対し、登録手続きや狂犬病予防接種などの徹底を周知します。
- (5)犬や猫へのマイクロチップの装着を促進します。

3 歴史やまちの景観を大切にしよう

○清潔で美しい景観の形成

- (1)地域の美化活動を推進し、まちの景観を保全します。
- (2)生け垣の設置を支援するなど、市街地の緑化に取り組みます。
- (3)中心市街地の活性化を図るとともに、観光客が滞在の楽しさを感じられるウォーカブルな都市空間の形成を進めます。
- (4)周辺環境に配慮したリノベーション(注 2)を行うなど、市の魅力が感じられるまちづくりを目指します。
- (5)国指定重要文化財や国史跡などの貴重な文化財の保存・保護に取り組み、地域の活性化に繋がります。

【各主体へ期待する取組】

市民	<ul style="list-style-type: none">・ごみのポイ捨てなどはやめよう。・自宅の樹木は適切に管理し、周りの迷惑にならないようにしよう。・ペットは最後まで責任と愛情をもって飼おう。・野良猫などへの無責任な餌やりはやめよう。・地域の美化活動に協力しよう。・生け垣などの緑化に取り組もう。・地域の文化財を大切にしよう。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・事業所周辺を清潔に保とう。・従業員のマナーやモラルの向上に努めよう。・所有する建物や所有地は適正に管理しよう。・地域の美化活動に協力しよう。・事業所敷地内の緑化に努めよう。・建物や看板等を設置するときは、周辺の景観との調和に配慮しよう。・文化財の保存・保護に配慮しよう。

(注 1)空き家予備軍:65 歳以上の高齢者単身世帯が住む戸建住宅やマンション等で、やがて空き家になる可能性の高い持ち家のこと。

(注 2)リノベーション:手を加えてよくすること。修復。再生。

【基本目標4】安全・安心な生活環境の確保

【てん10アクション⑧】安全・安心なまちにしよう

【SDGs】



【行動方針】

- ☞ 1 生活環境を守ろう
- ☞ 2 災害に備えよう
- ☞ 3 感染症対策をしよう

【施策の方向性】 🏠: 特に重要な施策

☞ 1 生活環境を守ろう

🏠 周辺環境に配慮した家庭生活・事業活動の推進

- (1) 大気汚染、水質汚濁、騒音などによる公害の発生を未然に防止するため、環境法令に基づく事業活動の推進について啓発します。
- (2) 生活騒音や雑草繁茂などによるトラブルの未然防止を図るため、近隣住民に配慮した家庭生活について周知します。
- (3) 国や県、関係機関と連携しながら、公害に対する適切な指導・対応を行います。
- (4) 下水道への接続や合併処理浄化槽の設置を促進するなど、適切な汚水処理を進めます。
- (5) 倉津川の河川水質調査や自動車騒音の常時監視調査等を実施し、環境への影響や変化を継続的に観測します。

○ 雨水や地下水の適切な管理

- (1) 住宅や事業所への雨水浸透施設の設置を促進します。
- (2) 農業用水などを人為的に地下に注入し、地下水の枯渇等を防止する人工涵養施設(逆さ井戸)を管理し、地下水の適正な利用について啓発活動を行います。
- (3) 森林の水資源かん養機能を維持することで、貴重な水資源となる地下水を確保し、良質な湧水の保全に努めます。
- (4) 雨水を貯留し、水洗トイレや散水、清掃等の用途(飲用以外)に利用するなど、雨水の利活用を図ります。

☞ 2 災害に備えよう

○ 防災・減災体制の強化

- (1) 防災訓練の充実や初動体制の構築に努め、市全体の防災意識と対応能力の向上を図ります。
- (2) ハザードマップを活用し、洪水による浸水想定区域や、土砂災害の恐れのある区域、地震による揺れやすさ等を周知し、地域における災害のリスクについて市民の理解を深めます。
- (3) 避難場所や避難ルートをあらかじめ家族で確認するなど、災害発生時の行動について啓発し、地域の防災対応力の向上に努めます。

- (4) 災害廃棄物処理計画に基づき、発生した廃棄物の速やかな処理を進めます。
- (5) 高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対し、適切に避難支援が行われるよう、体制の整備を目指します。
- (6) 災害が発生した場合に、迅速な対応ができるよう関係機関との連携を図ります。
- (7) ペットと安全に避難できるよう、日頃からケージに慣らすなど、飼い主のマナーについて周知するとともに、平常時における備蓄品の準備や、災害発生時のペットとの避難行動(同行避難)について普及・啓発します。

○災害対応力の強化

- (1) 公共施設や家庭・事業所への太陽光発電や蓄電池設備、次世代自動車の導入を促進し、地域における災害対応力(レジリエンス)の強化を進めます。
- (2) 災害時の電力確保のため、エネルギーの分散化を進めます。
- (3) 防災機能を備えた公園や緑地の整備を促進します。
- (4) 災害時にも機能を維持できるよう、施設や設備について適切な維持管理と計画的な改修を進めます。

3 感染症対策をしよう

○感染症に対する予防と対策

- (1) 人や家畜の感染症について正しい知識の普及・啓発を図るとともに、適切に情報提供を行い、感染症の発生予防に努めます。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、新しい生活様式への転換や、感染防止対策の徹底を促進します。
- (3) 鳥インフルエンザや豚熱などの家畜の感染症について、県と連携し、予防や感染対策に取り組みます。

【各主体へ期待する取組】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・互いに迷惑となるような騒音や悪臭を出したりしないように心がけよう。 ・下水道や合併処理浄化槽を利用しよう。 ・井戸等の地下水を正しく使おう。 ・災害時はみんなで協力して、安全に避難しよう。 ・ハザードマップを確認し、家族と防災について話し合おう。 ・緊急時の非常用電源として、太陽光発電システムや次世代自動車の導入を考えよう。 ・感染症を正しく理解して、予防しよう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境法令や環境基準を守ろう。 ・周辺環境に配慮した事業活動を行おう。 ・地下水を正しく利用・管理しよう。 ・緊急時の非常用電源として、太陽光発電システムや次世代自動車の導入を検討しよう。 ・電力供給源として、分散型エネルギーの利用を検討しよう。 ・避難訓練を実施しよう。 ・感染症の予防や対策を正しく行おう。

【主な指標】

指標内容	単位	現況 R2(2020)	目標 R13(2031)	説明
河川のBOD環境基準値達成	mg/l	1.8	2以下	倉津川
合併処理浄化槽普及率	%	63.0	78.4	
猫不妊去勢手術費補助金交付件数	件	—	1,000	累計
猫の年間死亡収容頭数	頭	171	85	
空き家バンクの登録件数	件	62	170	

【基本目標5】環境行動を実践する人材育成

【てん10アクション⑨】環境について考えよう

【SDGs】



【行動方針】

- ☞ 1 環境問題に関心を持とう
- ☞ 2 環境のためにできることを考えよう

【施策の方向性】 🌸:特に重要な施策

☞ 1 環境問題に関心を持とう

🌸環境情報の積極的な発信

- (1) 広報誌やホームページ、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等の多様な媒体のほか、各種イベント開催の機会を活用して、環境情報を発信します。
- (2) 子どもから大人まで幅広い世代に向けた分かりやすい環境情報の発信に努めます。
- (3) 学校等で子どもたちが行っている環境に関する取組みを紹介するなど、若い世代の活動を通して、市民の環境意識の向上に繋がります。
- (4) 先進的な取組みや経営効率化の事例を紹介するなど、事業者の環境意識の向上に努めます。
- (5) 個人や事業者、団体など、多様な関係者が連携を図れるよう、情報の共有化を促進します。
- (6) 市の魅力的な自然環境や文化財等の情報を発信します。

☞ 2 環境のためにできることを考えよう

🌸環境に配慮したライフスタイルの普及啓発

- (1) 世界共通の持続可能な17の開発目標であるSDGsの普及・浸透に努め、一人ひとりができることから取り組むことで、次世代により良い環境をつないでいくことを目指します。
- (2) COOL CHOICEや、環境に配慮した消費行動(エシカル消費)について、市民への周知を図り、環境行動への理解を促します。
- (3) 環境にやさしい行動のメリットについて、分かりやすく情報提供します。
- (4) 市民総ぐるみによるゼロカーボンアクションへの取組みを進めます。
- (5) 市民の自発的な環境行動をそっと後押しすることで、無理なく、より良いライフスタイルを選択できるよう働きかけます。(ナッジの手法)
- (6) 環境への負荷が少ない製品の購入やサービスの提供、環境に配慮した契約について、事業者へ啓発します。

【各主体へ期待する取組】

市民	<ul style="list-style-type: none">・環境に関する情報を積極的に集めよう。・自分が参加している環境保全活動について、積極的に情報を発信しよう。・子どもたちの活動を通して、大人も環境問題への理解や関心を高めよう。・家庭で環境問題について話し合おう。・日頃の生活が環境に与える影響を考えてみよう。・環境にやさしい商品を購入しよう。・ゼロカーボンアクションに楽しみながら取り組もう。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・取り組んでいる環境保全活動について、積極的に情報を発信しよう。・事業活動に地域資源を活用し、その魅力を市内外に伝えよう。・環境に配慮した事業活動に努めよう。・エコアクション21(注 1)を取り入れよう。・グリーン購入(注 2)やグリーン契約(注 3)に取り組もう。

(注 1)エコアクション21:環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム(EMS)。国際標準化機構のISO14001規格を参考としつつ、中小事業者にとっても取り組みやすい環境経営システムのあり方を規定。

(注 2)グリーン購入:製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

(注 3)グリーン契約:製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約。

【基本目標5】環境行動を実践する人材育成

【てん10アクション⑩】環境にやさしい行動をしよう

【SDGs】



【行動方針】

☞ 1 環境の大切さを子どもたちに伝えよう

☞ 2 環境について学ぼう

☞ 3 協力して活動しよう

【施策の方向性】 :特に重要な施策

☞ 1 環境の大切さを子どもたちに伝えよう

子どもたちへの環境教育の充実

- (1) 持続可能な社会の創り手を育む教育(ESD)の視点を取り入れた環境教育を目指します。
- (2) 地域や家庭、事業者と連携し、子どもたちとともに環境について学ぶ機会の創出を図ります。
- (3) 地域や関係団体等の専門知識を持った講師の情報について、学校や公民館と共有し、環境教育や環境学習の充実を図ります。
- (4) 自然との触れ合いを通して、自然や動植物を大切に思う気持ちを育みます。
- (5) 小中学校の授業において環境副読本等を活用し、環境意識の向上を図ります。
- (6) 学校施設を子どもたちへの環境教育の教材として役立てるなど、地域の環境教育の拠点としての活用を目指します(エコスクール)。

☞ 2 環境について学ぼう

多様な世代が参加できる環境学習の推進

- (1) 子どもから大人まで、それぞれのライフステージを踏まえた環境学習に取り組める機会の創出に努めます。
- (2) 地域と連携した環境学習を促進するため、地域の各分野で優れた知識や経験を活かして活躍している方々の情報(生涯学習サポーターバンク)の利用者や、サポーター登録者の増加を図ります。
- (3) 家族や友人等の団体に楽しめる環境保全活動の拡充を目指します。
- (4) 自然と触れ合える体験学習や工場見学等を通して、環境保全の重要性を体験できる場の創出に努めます。
- (5) 事業者に対し、従業員に向けた環境に関する研修会等の実施を促進します。

○環境保全活動を担う人材の育成

- (1) NPO法人や環境保全団体、事業者等と連携し、主体となり活動する人材の育成に努めます。
- (2) 若者を対象とした学習会等を開催し、次世代の担い手の発掘・育成を図ります。
- (3) 高校生などの若い世代が活躍できる環境イベントの機会を創出します。

3 協力して活動しよう

多様な主体の協働による活動の促進

- (1) 市民や事業者など多様な主体が連携し、環境に配慮した取組みを行うことで、地域の課題解決や活性化を図り、持続可能な社会の実現に繋がります。
- (2) 10月を「てんい0アクション強化月間」とし、市民総ぐるみによる「てんい0アクション」への取組みを推進します。
- (3) 協働により環境保全活動等に取り組むことができるパートナーシップ(協力関係)の構築を目指します。
- (4) 環境保全に取り組んでいる事業者、関係団体等の情報交換・連携強化を図ります。
- (5) 環境に関する最新の技術や取組み等について、事業者や関係団体と連携しながら、情報の収集と発信に努めます。
- (6) 県や近隣自治体との連携を図るなど、広域的な協働による取組みを促進します。

環境保全活動への支援

- (1) 地域での資源回収等の自主的な活動が継続して実施できるよう支援します。
- (2) 市民による環境保全活動に対し、表彰や活動の紹介を通して、環境行動に対する意欲の向上を図ります。

【各主体へ期待する取組】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や家庭で子どもたちと一緒に環境について学ぼう。 ・家族や友人等を誘って、環境学習やイベントに参加しよう。 ・環境保全活動の担い手を目指してみよう。 ・環境学習やイベントに参加・協力し、活動の輪を広げよう。 ・みんなで「てんい0アクション」に取り組もう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育や環境学習の主催や場の提供に協力しよう ・従業員向けの環境に関する研修会等の実施を検討しよう。 ・地域や団体が行う環境保全活動に協力しよう。 ・「てんい0アクション」を事業活動に活かしてみよう。 ・市民や行政との協働の体制づくりに協力しよう。

【主な指標】

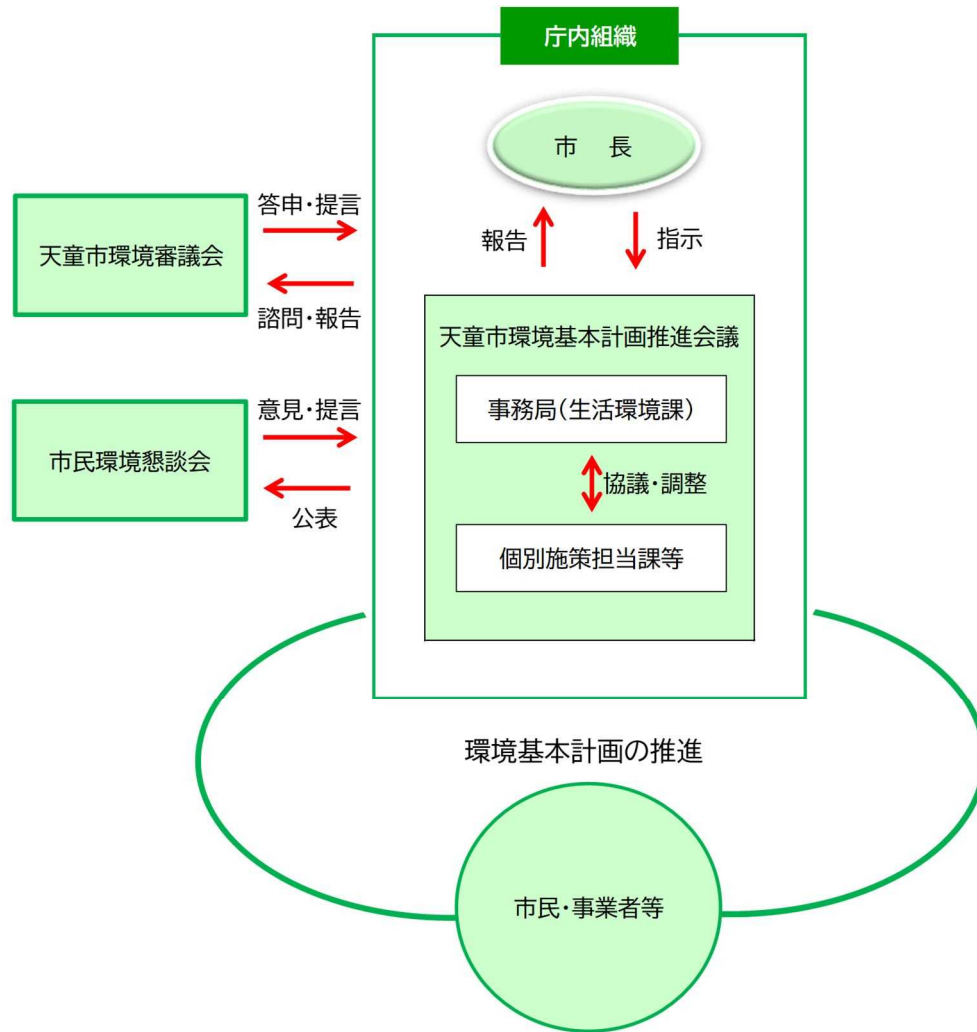
指標内容	単位	現況 R2(2020)	目標 R13(2031)	説明
「環境教育や環境学習の充実」に対する満足度	%	35	54	
市ホームページの年間アクセス件数	件	44,952	77,952	環境関連
生涯学習サポーターバンクの登録者数	人	91	110	
環境学習イベントの参加人数	人	—	2,195	累計
地域づくり委員会による環境保全活動	件	38	48	
花いっぱい運動参加団体数	団体	54	65	



第5章

進行管理

この計画は、市民、事業者、行政の協力体制(パートナーシップ)を原則とし、目指す環境の将来像の実現に向けて、各主体がそれぞれの役割に応じて、自らできることを自主的かつ積極的に取り組むことにより推進を図っていきます。



○ 天童市環境審議会

天童市環境基本条例に基づき、市の区域における良好な環境の保全及び創造に関して、基本的事項を調査及び審議するための諮問機関

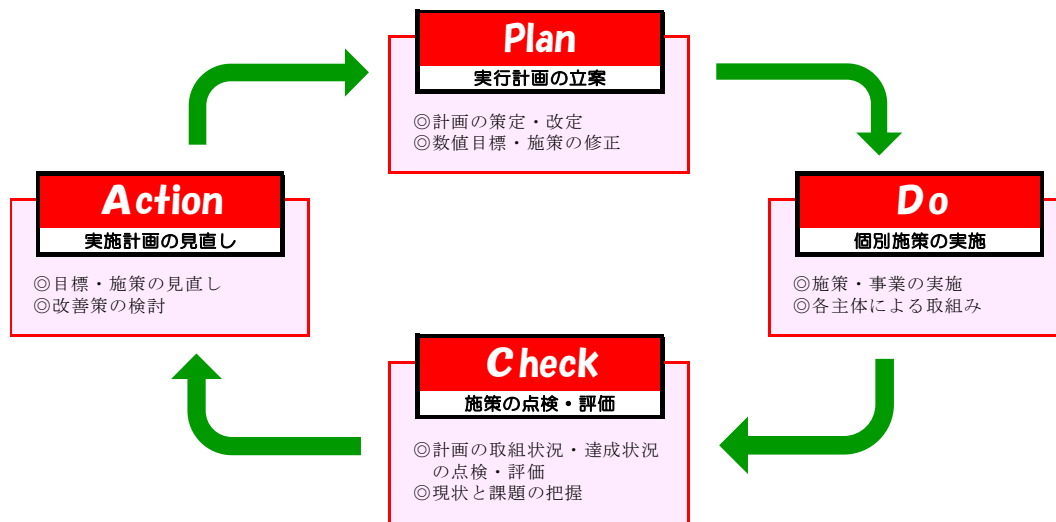
○ 市民環境懇談会

市民・事業者から、分野に捉われない幅広い視点からの意見・提案を募るための懇談会

○ 天童市環境基本計画推進会議

計画を推進する施策について、市内の意見を調整し連携を図り、施策の点検及び評価を行うための会議

本計画では、個別施策の取組状況や評価指標に対する進捗状況の点検・評価など、PDCA サイクルによる適切な進行管理を行い、環境施策の確実な推進を図ります。



(1) Plan (実行計画の立案)

この計画に掲げた各環境施策について、実行計画を立案し、取組方法を具体化していきます。この際、特に重要な施策のほか、優先度の高い施策や早期に着手可能な施策から推進していきます。

(2) Do (個別施策の実施)

行政では、実行計画に掲げた施策について、取組みを推進していきます。

また、施策の実行には、市民、事業者の積極的な参加が不可欠となるため、市民、事業者、行政の三者からなる「市民環境懇談会」を開催し、協力・連携により取組みを進めていきます。

(3) Check (施策の点検・評価)

施策の実施段階では、内容が複数の所管にまたがるため、庁内の意見調整や協力・連携体制の維持のため、庁内に「天童市環境基本計画推進会議」を設置し、点検・評価を行っていきます。

また、「天童市環境審議会」に進捗状況を報告し、そこでいただいた意見・提言を踏まえて環境施策を推進します。同時に、市民、事業者にも進捗状況を公表していきます。

(4) Action (実施計画の見直し)

個別施策の展開については、自己評価や環境審議会などからの意見に基づき各施策の改善点を抽出し、見直し(令和8年度予定)を行います。なお、本市の環境を取り巻く状況に応じて、見直しの時期については柔軟に対応します。

